

尾道市過疎地域持続的発展計画

（令和 3 年度～令和 7 年度）

広島県尾道市

目次

1	基本的な事項	1
	(1) 地域の概況	1
	(2) 人口及び産業の推移と動向	5
	(3) 行財政の状況	10
	(4) 地域の持続的発展の基本方針	13
	(5) 地域の持続的発展のための基本目標	16
	(6) 計画の達成状況の評価に関する事項	16
	(7) 計画期間	16
	(8) 公共施設等総合管理計画との整合	16
2	移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	17
3	産業の振興	24
4	地域における情報化	32
5	交通施設の整備、交通手段の確保	33
6	生活環境の整備	38
7	子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	43
8	医療の確保	48
9	教育の振興	50
10	集落の整備	54
11	地域文化の振興等	56
12	再生可能エネルギーの利用の推進	59
13	その他地域の持続的発展に関し必要な事項	60
	事業計画（令和3年度～令和7年度） 過疎地域持続的発展特別事業分	61

1 基本的な事項

(1) 地域の概況

ア 自然的条件

【御調地域】

広島県の東南部に位置し、本市の北部地域にあります。北には標高 699m の宇根山、南には竜王山をはじめとした、標高 300～400m 前後の山々が点在し、三面を山に囲まれています。

【向島地域】

広島県の東南部に位置し、本市の南部地域にあり、尾道水道を挟み本州と対峙する向島の西側約 3 分の 2 と、その西側に隣接する岩子島から構成されています（向島の東側約 3 分の 1 は旧尾道市）。向島の南部にある標高 283m の高見山は瀬戸内海国立公園の第 2 種特別地域に指定されています。

【因島地域】

広島県の東南部、愛媛県との県境に位置し、本市の南部地域にあります。因島、生口島の一部、細島及び小細島の 4 島から構成され、平地の少ない島特有の地形で、急傾斜地が多く山林が大半を占めています。

【瀬戸田地域】

広島県の東南部、愛媛県との県境に位置し、本市の南部地域にあります。瀬戸内海国立公園の中央に浮かぶ生口島と高根島から構成されています（生口島の一部は旧因島市）。

イ 歴史的条件

【御調地域】

菅野・上川辺・市・河内・今津野・奥・諸田の一部 7 か村が昭和 30 年 2 月 1 日に合併して、「御調町」となりました。

その後、昭和 31 年 9 月 30 日に大字三郎丸のうち、下組と中組が府中市に編入されました。

平成 17 年 3 月 28 日に尾道市と合併し、「尾道市御調町」となり、現在に至っています。

【向島地域】

向島西村が昭和 25 年 10 月 1 日に町制を施行して向島町となり、昭和 29 年 3 月 31 日に岩子島村と、昭和 30 年 4 月 1 日に立花村と合併しました。

平成 17 年 3 月 28 日に尾道市と合併し、「尾道市向島町」となり、現在に至っています。

【因島地域】

昭和 28 年 5 月 1 日に土生町・田熊町・三庄町・大浜村・重井村・中庄村・東生口村が合併して「因島市」となりました。

その後、平成 18 年 1 月 10 日に尾道市と合併し、「尾道市因島土生町」、「尾道市因島田熊町」、「尾道市因島三庄町」、「尾道市因島大浜町」、「尾道市因島重井町」、「尾道市因島中庄町」、「尾道市因島鏡浦町」、「尾道市因島棕浦町」、「尾道市因島外浦町」、「尾道市因島原町」、「尾道市因島洲江町」となり、現在に至っています。

【瀬戸田地域】

明治 22 年 4 月 1 日に瀬戸田町と沢村が合併して瀬戸田町となりました。

その後、昭和 12 年 4 月 1 日に西生口村、昭和 19 年 1 月 1 日に北生口村・名荷村・高根島村

の3か村、さらに昭和30年4月1日に南生口村と合併しました。

平成18年1月10日には尾道市と合併し、「尾道市瀬戸田町」となり、現在に至っています。

ウ 社会的条件

【御調地域】

福山市・府中市・三原市・世羅町の3市1町に隣接し、地域中心部から、平成27年3月に全線開通した中国横断自動車道尾道松江線（以下「中国やまなみ街道」という。）の尾道北ICまで車で5分、山陽自動車道尾道IC及び三原久井ICまで車で約15分程度であり、広島空港へも至便の位置にあり、高速交通の条件は極めて優れています。

また、公立みつぎ総合病院と御調保健福祉センターを中心とした保健・医療・介護・福祉サービスは全国トップ水準にあり、「福祉の町」として全国的に脚光を浴びる等、「安心して住めるまち」として発展してきました。

【向島地域】

本州と向島は、昭和43年に開通した尾道大橋と平成11年に開通した新尾道大橋で結ばれ、向島と岩子島も昭和43年に開通した向島大橋で結ばれています。向島は本市と愛媛県今治市を結ぶ西瀬戸自動車道（以下「瀬戸内しまなみ海道」という。）の広島県側の最初の島で向島ICがあり、山陽自動車道も福山西ICまで車で約10分と高速交通も至便です。

北部一帯は工業や商業施設が集積し、尾道水道を挟み本州と複数の航路で結ばれ往来も盛んで、旧尾道市のベッドタウンにもなっています。また、日本一の長寿村として脚光を浴びたこともある立花地区等の南西部は、以前は複数の海水浴場を有し、都市部から近い海洋レジャーの場として、豊かな自然と多島美を誇る国立公園高見山とともに多くの観光客が訪れる等、定住と交流のまちとして発展してきました。

【因島地域】

瀬戸内海のほぼ中央に位置し、本市と愛媛県今治市を結ぶ瀬戸内しまなみ海道が島の中央を通っており、本地域と三原市、愛媛県今治市、上島町を旅客船やフェリーで結ぶ航路は、住民の貴重な交通手段となっています。

また、瀬戸内海国立公園区域に指定された白滝山・青影山・奥山周辺の自然や、因島運動公園、因島アメニティ公園、因島フラワーセンターといった広域交流に資する施設等、魅力ある地域資源による交流人口の拡大と、基幹産業である造船業や柑橘類を中心とした特産物の生産により発展してきました。

【瀬戸田地域】

愛媛県の県境に隣接し、本市と愛媛県今治市を結ぶ瀬戸内しまなみ海道が、島の南部を通っています。本市中心部とはこの瀬戸内しまなみ海道でつながり、山陽自動車道を経由して、広島空港まで車で約1時間程度と、高速交通の条件は高い水準にあります。

また、昭和28年の耕三寺博物館の開館以来多くの観光客が訪れ、平成11年の瀬戸内しまなみ海道開通を目標に観光拠点づくりを進め、ベル・カントホール、サンセットビーチ、平山郁夫美術館、シトラスパーク等の拠点施設を整備し、観光のまちとして発展してきました。

エ 経済的条件

【御調地域】

本地域を西から東に流れる御調川沿いの平地では水稻栽培が行われており、米作を中心とした農業と、非鉄金属製造業を中心とした工業が地域の基幹産業であるとともに、医療・福祉分野においても雇用を創出しています。

また、平成 14 年に開業し、平成 27 年にリニューアルオープンした道の駅「クロスロードみつぎ」、平成 18 年に開業し、温浴施設を併設した「尾道ふれあいの里」により、多くの観光客が訪れています。平成 27 年 3 月に全線開通した中国やまなみ街道により、更なる活性化が期待されます。

【向島地域】

柑橘や野菜、花卉栽培等の農業と、尾道水道沿いを中心に立地する造船業をはじめとする製造業が、地域の基幹産業となっています。

平成 11 年に開通した瀬戸内しまなみ海道の広島県側の起点となる島で、至便な交通と豊かな自然が絶妙なバランスで織り成す環境を背景に、昨今は個性溢れる出店も相次ぐ等、若者やサイクリストを中心に来島者が増加しており、新たな観光スポットとしての活性化が期待されます。

【因島地域】

本地域は恵まれた自然環境を背景に、野菜・果樹等の活力ある産地が形成されているほか、造船業ではこれまで蓄積してきた経験や技術の継承、担い手の確保支援が推進されています。近年は、既存企業の育成だけでなく、健康食品の製造や農産物の品種改良等、業種の拡大も進んでいます。

また、平成 28 年には『“日本最大の海賊”の本拠地：芸予諸島一よみがえる村上海賊“Murakami KAIZOKU”の記憶ー』が「日本遺産」に認定され、地域の文化資源を活かした魅力発信と更なる地域活性化が期待されます。

【瀬戸田地域】

地域の基幹産業は、柑橘栽培を中心とした農業と、造船業を中心とした製造業、耕三寺博物館・平山郁夫美術館等を訪れる観光客を対象とした観光産業からなっています。

今後は、個性ある芸術・文化資源の集積、豊かな海洋性レクリエーション資源や自然環境及び柑橘の島としての特性を活かし、交流と定住に向けた都市機能の充実を図るとともに、サイクリング等を活用した瀬戸内しまなみ海道周辺地域の振興に先導的役割を発揮していくことが期待されます。

オ 過疎の状況

【御調地域】

昭和 30 年代に入り、農業収入を主とした地域の経済基盤は、経済及び就業構造の変化により大きく影響を受け、地域の人口は次第に減少してきました。

こうした中、若者のＵターンと近隣の福山・尾道・府中・三原各市のベッドタウン化を意図して、道路網の整備や産業基盤の整備等に重点を置くとともに、保健・医療・介護・福祉施設の計画的な整備を行ってきました。

しかし、本地域では、少子高齢化とも相まって、特に、御調川流域を除く中山間地域の集落で、集落機能の崩壊のおそれが生じる等、過疎化が進んでいます。

【向島地域】

昭和 40 年代後半からの柑橘類の価格低迷と、昭和 50 年代当初から始まった造船不況により、それまで増加してきた人口は、昭和 50 年を境に一転して減少に転じました。

こうした中、農業振興、定住・交流人口の増大を目指し、その拠点となる施設の整備を進めてきました。

しかし、本地域では平成に入ってから、少子高齢化とも相まって急激に人口減少が進んでいます。

【因島地域】

本地域は造船業によって栄えてきましたが、昭和 50 年以降に始まった産業構造の転換により大きな打撃を受け、造船工場における規模の縮小等による労働者の島外への流出や、生活意識の変化による若者の人口流出傾向により、生産年齢人口の減少が進みました。

こうした中、造船技術の継承を目的に官民一体となって職業訓練校を設立し、次世代人材育成に取り組んできました。

また、世界に誇るサイクリングロード「瀬戸内しまなみ海道」や、本地域を拠点に活躍し日本遺産として認定された「村上海賊」、本因坊秀策生誕の地として市技に制定された「囲碁」等を活かした取組を続けることで、交流人口の拡大を目指しています。

しかし、少子高齢化や人口減少には歯止めがかからず、耕作放棄地や空き家の増加等、課題が山積しています。

【瀬戸田地域】

昭和 40 年代後半からの柑橘類の価格低迷による柑橘農業への打撃と昭和 50 年代当初から始まった造船不況により、離職者が増加し、人口は減少してきました。

こうした中、瀬戸内海の自然、芸術文化、柑橘農業等を体験できる観光のまちづくりを目指し、観光拠点づくりを進めてきました。

しかし、高齢化が進行し、高齢者の一人暮らしや、高齢者のみの世帯が増加しており、在宅ケア等保健・医療・介護・福祉施策の一層の充実が求められています。

(2) 人口及び産業の推移と動向

ア 人口の推移と動向

【御調地域】

人口は、平成 27 年の国勢調査によると 6,987 人であり、平成 17 年の 7,839 人から 852 人減少し、10.9%の減少となっています。年齢 3 区分別人口では、年少人口（0～14 歳）23.3%、生産年齢人口（15～64 歳）16.5%の減少率となっていますが、老年人口（65 歳以上）は 3.7%の増加率であり、少子高齢化が顕著となっています。

人口の推移をみると、近年では、昭和 30 年から昭和 40 年にかけてのような著しい人口減少はみられないものの、依然として漸減傾向が継続しています。

【向島地域】

人口は、平成 27 年の国勢調査によると 14,028 人であり、平成 17 年の 15,774 人から 1,746 人減少し、11.1%の減少となっています。年齢 3 区分別人口では、年少人口（0～14 歳）21.9%、生産年齢人口（15～64 歳）20.4%の減少率となっていますが、老年人口（65 歳以上）は 12.3%の増加率であり、少子高齢化が顕著となっています。

人口の推移をみると、昭和 50 年までは増加していましたが、それ以降は減少に転じ、平成 2 年から急激な減少傾向が続いています。

【因島地域】

人口は、平成 27 年の国勢調査によると、23,350 人であり、平成 17 年の 26,677 人から 3,327 人減少し、12.5%の減少となっています。年齢 3 区分別人口では、年少人口（0～14 歳）21.9%、生産年齢人口（15～64 歳）24.3%の減少率となっていますが、老年人口（65 歳以上）は 12.5%の増加率であり、少子高齢化が顕著となっています。

人口の推移をみると、昭和 45 年初頭までは横ばい傾向でしたが、それ以降は急激な減少傾向が続いています。

【瀬戸田地域】

人口は、平成 27 年の国勢調査によると 8,027 人であり、平成 17 年の 9,062 人から 1,035 人減少し、11.4%の減少となっています。年齢 3 区分別人口では、年少人口（0～14 歳）15.3%、生産年齢人口（15～64 歳）26.1%の減少率となっていますが、老年人口（65 歳以上）は 14.7%の増加率であり、少子高齢化が顕著となっています。

人口の推移をみると、昭和 60 年までは緩やかな減少でしたが、それ以降、急激な減少傾向が続いています。

表 1-1(1)人口の推移（国勢調査）

合計（全市）

区 分	昭和 35 年	昭和 50 年		平成 2 年		平成 17 年		平成 27 年	
	実 数	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	人 182,497	人 185,503	% 1.6	人 166,930	% △10.0	人 150,225	% △10.0	人 138,626	% △7.7
0 歳～14 歳	54,506	43,149	△20.8	28,663	△33.6	18,601	△35.1	15,945	△14.3
15 歳～64 歳	113,584	122,468	7.8	108,388	△11.5	89,877	△17.1	74,805	△16.8
うち 15 歳 ～29 歳 （a）	42,881	40,356	△5.9	27,165	△32.7	20,259	△25.4	16,808	△17.0
65 歳以上 （b）	14,407	19,883	38.0	29,858	50.2	41,294	38.3	47,146	14.2
（a）／総数 若年者比率	% 23.5	% 21.8	—	% 16.3	—	% 13.5	—	% 12.1	—
（b）／総数 高齢者比率	% 7.9	% 10.7	—	% 17.9	—	% 27.5	—	% 34.0	—

注：総数は不詳を含む。

合計（過疎地域合算）

区 分	昭和 35 年	昭和 50 年		平成 2 年		平成 17 年		平成 27 年	
	実 数	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	人 82,312	人 82,552	% 0.3	人 69,827	% △15.4	人 59,352	% △15.0	人 52,392	% △11.7
0 歳～14 歳	25,757	19,644	△23.7	11,868	△39.6	6,446	△45.7	5,075	△21.3
15 歳～64 歳	49,776	54,044	8.6	44,498	△17.7	34,365	△22.8	26,627	△22.5
うち 15 歳 ～29 歳 （a）	18,381	17,543	△4.6	9,870	△43.7	6,873	△30.4	5,374	△21.8
65 歳以上 （b）	6,779	8,864	30.8	13,445	51.7	18,470	37.4	20,618	11.6
（a）／総数 若年者比率	% 22.3	% 21.3	—	% 14.1	—	% 11.6	—	% 10.3	—
（b）／総数 高齢者比率	% 8.2	% 10.7	—	% 19.3	—	% 31.1	—	% 39.4	—

注：総数は不詳を含む。

(参考) (御調地域)

区 分	昭和 35 年	昭和 50 年		平成 2 年		平成 17 年		平成 27 年	
	実 数	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	人 11,064	人 8,800	% △20.5	人 8,397	% △4.6	人 7,839	% △6.6	人 6,987	% △10.9
0 歳～14 歳	3,300	1,788	△45.8	1,425	△20.3	1,014	△28.8	778	△23.3
15 歳～64 歳	6,594	5,619	△14.8	5,002	△11.0	4,314	△13.8	3,604	△16.5
うち 15 歳 ～29 歳 (a)	2,132	1,538	△27.9	1,150	△25.2	911	△20.8	785	△13.8
65 歳以上 (b)	1,170	1,393	19.1	1,970	41.4	2,509	27.4	2,602	3.7
(a) / 総数 若年者比率	% 19.3	% 17.5	—	% 13.7	—	% 11.6	—	% 11.2	—
(b) / 総数 高齢者比率	% 10.6	% 15.8	—	% 23.5	—	% 32.0	—	% 37.2	—

注：総数は不詳を含む。

(参考) (向島地域)

区 分	昭和 35 年	昭和 50 年		平成 2 年		平成 17 年		平成 27 年	
	実 数	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	人 17,045	人 20,018	% 17.4	人 18,174	% △9.2	人 15,774	% △13.2	人 14,028	% △11.1
0 歳～14 歳	4,619	4,837	4.7	3,003	△37.9	1,886	△37.2	1,473	△21.9
15 歳～64 歳	11,041	13,202	19.6	12,091	△8.4	9,291	△23.2	7,399	△20.4
うち 15 歳 ～29 歳 (a)	4,285	4,103	△4.2	3,117	△24.0	1,975	△37.8	1,547	△21.7
65 歳以上 (b)	1,385	1,979	42.9	3,074	55.3	4,581	49.0	5,146	12.3
(a) / 総数 若年者比率	% 25.1	% 20.5	—	% 17.2	—	% 12.5	—	% 11.0	—
(b) / 総数 高齢者比率	% 8.1	% 9.9	—	% 16.9	—	% 29.0	—	% 36.7	—

注：総数は不詳を含む。

(参考) (因島地域)

区 分	昭和 35 年	昭和 50 年		平成 2 年		平成 17 年		平成 27 年	
	実 数	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	人 41,502	人 41,683	% 0.4	人 32,640	% △21.7	人 26,677	% △18.3	人 23,350	% △12.5
0 歳～14 歳	13,780	10,153	△26.3	5,600	△44.8	2,704	△51.7	2,111	△21.9
15 歳～64 歳	24,636	27,490	11.6	20,751	△24.5	15,546	△25.1	11,769	△24.3
うち 15 歳 ～29 歳 (a)	9,240	9,518	3.0	4,346	△54.3	2,998	△31.0	2,315	△22.8
65 歳以上 (b)	3,086	4,040	30.9	6,289	55.7	8,374	33.2	9,421	12.5
(a) / 総数 若年者比率	% 22.3	% 22.8	—	% 13.3	—	% 11.2	—	% 9.9	—
(b) / 総数 高齢者比率	% 7.4	% 9.7	—	% 19.3	—	% 31.4	—	% 40.3	—

注：総数は不詳を含む。

(参考) (瀬戸田地域)

区 分	昭和 35 年	昭和 50 年		平成 2 年		平成 17 年		平成 27 年	
	実 数	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	人 12,701	人 12,051	% △5.1	人 10,616	% △11.9	人 9,062	% △14.6	人 8,027	% △11.4
0 歳～14 歳	4,058	2,866	△29.4	1,840	△35.8	842	△54.2	713	△15.3
15 歳～64 歳	7,505	7,733	3.0	6,654	△14.0	5,214	△21.6	3,855	△26.1
うち 15 歳 ～29 歳 (a)	2,724	2,384	△12.5	1,257	△47.3	989	△21.3	727	△26.5
65 歳以上 (b)	1,138	1,452	27.6	2,112	45.5	3,006	42.3	3,449	14.7
(a) / 総数 若年者比率	% 21.4	% 19.8	—	% 11.8	—	% 10.9	—	% 9.1	—
(b) / 総数 高齢者比率	% 9.0	% 12.0	—	% 19.9	—	% 33.2	—	% 43.0	—

注：総数は不詳を含む。

表 1-1 (2) 人口の見通し（尾道市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン ※独自推計）

合計（全市）

（単位：人）

	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年	令和 7 年	令和 12 年	令和 17 年
人口	145, 202	139, 116	132, 950	126, 514	120, 134	114, 000

	令和 22 年	令和 27 年	令和 32 年	令和 37 年	令和 42 年
人口	108, 324	102, 966	98, 063	93, 574	89, 405

イ 産業の構造等の現況と今後の動向

【御調地域】

就業人口の総数は、昭和 35 年から昭和 50 年までに、6,172 人から 4,914 人へと 20.4%減少しており、それ以降も減少を続け、昭和 50 年から平成 27 年までに、3,381 人となり、31.2%減少しました。

平成 27 年の産業別就業人口の比率は、第 1 次産業 10.9%、第 2 次産業 28.0%、第 3 次産業 59.6%であり、平成 22 年と比較し、第 1 次産業・第 2 次産業・第 3 次産業ともに増加傾向を示しています。

【向島地域】

就業人口の総数は、昭和 35 年から昭和 50 年までに、8,614 人から 9,736 人へと 13.0%増加したものの、それ以降は減少を続け、昭和 50 年から平成 27 年までに、6,391 人となり、34.4%減少しました。

平成 27 年の産業別就業人口の比率は、第 1 次産業 7.0%、第 2 次産業 31.8%、第 3 次産業 59.1%であり、平成 22 年と比較し、第 1 次産業・第 2 次産業は減少し、第 3 次産業は増加傾向を示しています。

【因島地域】

就業人口の総数は、昭和 35 年から昭和 45 年までに、17,496 人から 20,686 人へと 18.2%増加したものの、それ以降は減少を続け、昭和 45 年から平成 27 年までに、10,558 人となり、49.0%減少しました。

平成 27 年の産業別就業人口は、第 1 次産業 7.0%、第 2 次産業 40.2%、第 3 次産業 51.5%であり、平成 22 年と比較し、第 1 次産業・第 3 次産業は減少し、第 2 次産業は増加傾向を示しています。

【瀬戸田地域】

就業人口の総数は、昭和 35 年から昭和 45 年までに、6,200 人から 6,636 人へと 7.0%増加したものの、それ以降は減少を続け、昭和 45 年から平成 27 年までに、4,118 人となり、37.9%減少しました。

平成 27 年の産業別就業人口の比率は、第 1 次産業 23.5%、第 2 次産業 33.8%、第 3 次産業 42.2%であり、平成 22 年と比較し、第 1 次産業・第 2 次産業は横ばいですが、第 3 次産業が増加傾向を示しています。

(3)行財政の状況

ア 行政の状況

御調町と向島町は平成 17 年 3 月 28 日、因島市と瀬戸田町は平成 18 年 1 月 10 日、地方分権の推進による住民サービスの向上や行政事務の効率化を図るため、尾道市に編入合併となりました。

この合併により、御調地域が本市の最北部地域、瀬戸田地域が最南部地域となり、市役所等主要公共施設が立地する市中心部まで自家用車で最大約 30～40 分の距離となるため、住民サービスが低下することがないように、住民に直接関係する窓口サービス等を行う支所を各地域に設置しています。

イ 施設整備水準

【御調地域】

主要な公共施設は、全国的にも高い水準にある保健・医療・介護・福祉施設を中心に、教育・文化・スポーツ・レクリエーション施設等計画的な整備を進めてきました。これらは、市地区の一般国道184号と一般国道486号が結節した周辺と、尾道ふれあいの里周辺にそのほとんどが集積した配置となっています。

保健・医療・介護・福祉施設は、多様な施設の集積や提供サービスからみて、全国的にトップ水準にあり、本地域の特徴となっています。

【向島地域】

主要な公共施設は、教育・文化・産業振興・スポーツ・レクリエーション施設等計画的な整備を進めてきました。平成 7 年に整備した向島洋らんセンターをはじめ、尾道市マリン・ユース・センター、尾道市民センターむかいしま文化ホール等、一部地域に集中することなく域内各所に配置し、定住・交流人口の増大に取り組んでいます。

【因島地域】

主要な公共施設は、教育・文化・保健・福祉・スポーツ・レクリエーション施設等計画的な整備を進めてきました。これらは瀬戸内しまなみ海道や、国道、県道周辺、令和 2 年度に「みなとオアシス」に登録された土生港等の交通拠点周辺に配置されています。

保健・医療・介護・福祉施設は、平成 30 年 4 月から供用開始した尾道市因島総合福祉保健センターをはじめ、特別養護老人ホーム、居宅介護・通所介護支援事業所等が一体となって、福祉保健サービスの提供に努めています。

また、文化施設の整備により地域文化の振興や文化を資源とした交流が促進されたほか、各地区に整備された公民館では充実した学びの環境づくりが推進されています。

【瀬戸田地域】

主要な公共施設は、教育・文化・保健・福祉・スポーツ・レクリエーション施設等計画的な整備を進めてきました。これらは、瀬戸田地区を中心に主要地方道生口島循環線沿いに配置されています。

保健・医療・介護・福祉施設は、平成 11 年に整備した瀬戸田福祉保健センターをはじめ、尾道市立市民病院附属瀬戸田診療所、特別養護老人ホーム、居宅介護・通所介護支援事業所等が一体となって、福祉保健サービスの提供に努めています。

【全地域】

御調・瀬戸田の両地域については、これまでの過疎対策事業により、地域住民の生活を支える道路整備や、安全・安心に重要な医療の充実等について、一定の成果があがっています。

今後も引き続き、新たに過疎地域に指定された向島・因島の両地域を含め、地域の持続的発展に向けた事業の推進を図ります。

ウ 財政の状況

【御調地域】

旧御調町の平成 15 年度決算（普通会計）でみると、歳入面では、町税収入は総額の 11.0%であるのに対し、地方交付税は 35.7%を占める等、地方交付税等の依存財源に頼る構造となっており、また、町債については、全体の 19.9%を占めていました。

歳出面では、各性質別経費の割合は、義務的経費 35.7%、投資的経費 33.2%、その他の経費 31.1%であり、公債費等の増加により義務的経費が上昇傾向にあるものの、過疎対策事業を中心とした普通建設事業の積極的な実施により投資的経費も多額となってきました。

経常収支比率は 89.2%であり、公債費負担比率 18.3%、町債現在高は 7,438,729 千円と多額であり、公債費の適正な管理に努め、財政の長期的安定性を確保する必要がありました。

【向島地域】

旧向島町の平成 15 年度決算（普通会計）でみると、歳入面では、町税収入は総額の 21.6%であるのに対し、地方交付税は 28.3%を占める等、地方交付税等の依存財源に頼る構造となっており、また、町債については、全体の 17.1%を占めていました。

歳出面では、各性質別経費の割合は、義務的経費 38.3%、投資的経費 24.9%、その他の経費 36.8%であり、効率的な財政運営が求められていました。

経常収支比率は 86.3%であり、公債費負担比率 13.8%、町債現在高は 5,505,073 千円と多額であり、厳しい財政状況にありました。

【因島地域】

旧因島市の平成 15 年度決算（普通会計）でみると、歳入面では、市税収入は総額の 25.0%であるのに対し、地方交付税は 32.3%を占める等、地方交付税等の依存財源に頼る構造となっており、また、市債については、全体の 9.4%を占めていました。

歳出面では、各性質別経費の割合は、義務的経費 53.6%、投資的経費 6.2%、その他の経費 40.2%であり、公債費等の増加により義務的経費が上昇傾向にあり、より効率的な財政運営が求められていました。

経常収支比率は 94.4%であり、公債費負担比率は 16.3%、市債現在高は 10,539,650 千円と多額であり、厳しい財政状況にありました。

【瀬戸田地域】

旧瀬戸田町の平成 15 年度決算（普通会計）でみると、歳入面では、町税収入は総額の 17.9%であるのに対し、地方交付税は 40.8%を占める等、地方交付税等の依存財源に頼る構造となっており、また、町債については、全体の 12.9%を占めていました。

歳出面では、各性質別経費の割合は、義務的経費 48.1%、投資的経費 13.4%、その他の経費 38.5%であり、かつての大規模投資に対する公債費の償還がピークを迎え財政状況の厳しい中

で、より効率的な財政運営が求められていました。

経常収支比率は 96.5%であり、公債費負担比率は 24.7%、町債現在高は 7,027,122 千円と多額であり、厳しい財政状況にありました。

【全地域】

本市の財政状況は表 1-2(1)のとおりで、実質公債比率、将来負担比率は着実に改善していますが、財政の弾力性を示す経常収支比率については高い水準にあるほか、財政力指数についても低下を続けています。

このような状況を踏まえ、中・長期的な財政計画のもと財源の確保に努め、将来負担の軽減を図り、歳出の削減や地方債残高の縮減等の取組を行うことで、財政の健全化を図っていく必要があります。

表 1-2(1)市町村財政の状況

尾道市（全市）

（単位：千円）

区 分	平成 22 年度	平成 27 年度	令和元年度
歳入総額 A	58,964,069	61,592,100	69,076,115
一 般 財 源	37,465,290	37,563,152	36,335,306
国 庫 支 出 金	6,540,954	8,251,268	9,769,976
都道府県支出金	3,704,933	3,953,910	4,491,075
地 方 債	4,294,700	5,070,700	11,524,100
うち 過疎債	0	73,100	74,500
そ の 他	6,958,192	6,753,070	6,955,658
歳出総額 B	57,007,932	60,381,792	68,241,584
義 務 的 経 費	31,704,369	29,878,684	29,682,660
投 資 的 経 費	4,446,506	5,946,435	15,307,572
うち 普通建設事業	4,275,439	5,896,617	13,183,697
そ の 他	20,857,057	24,556,673	23,251,352
過疎対策事業費	927,396	623,018	739,512
歳入歳出差引額 C（A－B）	1,956,137	1,210,308	834,531
翌年度へ繰越すべき財源 D	1,296,366	232,011	502,442
実質収支 C－D	659,771	978,297	332,089
財 政 力 指 数	0.62	0.59	0.56
公債費負担比率	18.0%	16.5%	17.8%
実質公債費比率	11.0%	7.7%	6.4%
起債制限比率	11.9%	—	—
経常収支比率	88.8%	91.4%	97.2%
将来負担比率	85.5%	38.5%	34.5%
地方債現在高	72,833,610	67,908,502	78,205,031

表 1-2(2) 主要公共施設等の整備状況

合計（全市）

区 分	昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	令和元 年度末
市 町 村 道					
改 良 率 (%)	22.0	44.3	48.0	54.3	55.1
舗 装 率 (%)	69.1	87.9	89.5	90.3	90.6
農道延長 (m)	—	—	—	—	410,233
耕地 1ha 当たり農道延長 (m)	—	—	—	—	58.8
林道延長 (m)	—	—	—	—	74,451
林野 1ha 当たり林道延長 (m)	—	—	—	—	5.1
水道普及率 (%)	78.9	87.0	90.6	92.6	93.4
水洗化率 (%)	16.2	28.5	24.5	37.2	55.4
人口千人当たり病院、診療所の 病床数 (床)	10.6	17.2	16.8	15.0	15.1

(4) 地域の持続的発展の基本方針

ア 基本方針

【御調地域】

本市の北部に位置する農村・田園地域であり、緑豊かな自然や田園環境、保健・医療・介護・福祉への先進的な取組や、高速交通の整備等内陸交通の結節点等の特性を活かし、多自然居住を主導する役割を担うとともに、新たな雇用の創出が期待されています。

このため、緑と水の豊かな自然環境を保全し、自然環境と調和した快適な田園居住の場、農林業生産の場、保健・医療・介護・福祉や文化・スポーツ施設を活かした交流の場として、新たな企業立地の可能性を検討する等、尾道市総合計画に基づき、計画的・総合的なまちづくりを進めていきます。

【向島地域】

本市の南部に位置する農業・工業地域であり、尾道水道を挟んで形成する固有の景観や、多様な都市活動の場と多島美を誇る豊かな自然が近接する特性を活かし、定住・交流活性化の一翼を担うことが期待されています。

このため、尾道水道沿いは既存工場の集約化と住工混在の解消により景観の維持・向上を図るとともに、道路・公園や農業生産の基盤整備による良好な生活環境の形成や、国立公園高見山周辺や岩子島地区の豊かな自然環境の保持に努める等、尾道市総合計画に基づき、計画的・総合的なまちづくりを進めていきます。

【因島地域】

本市の南部に位置し世界に誇る瀬戸内の美しい景観を有しており、造船業をはじめとする商工業、柑橘類を中心とした農業地域であり、日本遺産に認定された村上海賊ゆかりの史跡や文化、広域交流に資する施設や瀬戸内海の優れた自然環境を活かし、島しょ部や芸予諸島地域の中

核として、生活、物流、観光の広域拠点と、瀬戸内の特色ある豊かな暮らしや新たな魅力を創造発信する役割が期待されています。

このため、豊かな自然環境を維持・保全し、これらと調和した快適な生活環境を創造し、住民生活を豊かで潤いのあるものとしていくため、尾道市総合計画に基づき、計画的・総合的なまちづくりを進めていきます。

【瀬戸田地域】

本市の南部に位置する柑橘農業・観光地域であり、個性ある芸術・文化資源、豊かな海洋性レクリエーション資源、自然環境や柑橘の島としての特性を活かし、サイクリング等を活用した瀬戸内しまなみ海道周辺地域の振興のため、先導的役割を担うことが期待されています。

このため、瀬戸内の特色ある豊かな暮らしと新たな魅力や活力を創造する地域づくりに向け、尾道市総合計画に基づき、計画的・総合的なまちづくりを進めていきます。

【全地域】

①まちづくりの考え方

まちづくりの考え方を示すキャッチフレーズは「高める『尾道オリジナル』」であり、本市が将来も発展していくために、本市の持つ「人財」、「資源」、「広域拠点性」の3つの『尾道オリジナル』をさらに高めていくことで、独創的なまちづくりを展開していきます。

②都市像

目指すべき都市像として「元気あふれ 人がつながり 安心して暮らせる ～誇れるまち『尾道』～」を掲げ、都市像を実現するために本市がこれから進むべき「まちづくりの基本的方向」を次のとおりとし、これからのまちづくりを推進します。

・産業の活力があふれ、交流と賑わいが生まれるまちづくり

地域間競争が一層激しさを増す中で、本市が将来にわたって発展し続けるためには、地域経済を支える産業を育成・創造するとともに、県内や中国四国地方のみならず、国内外との多様な交流が広がり、賑わいが生まれるまちづくりが必要です。このため、本市の基幹産業である製造業の持続的な発展を促進するとともに、中小企業の活性化、新たな産業の創出など、地域経済を支える産業の創造が求められます。

さらに、瀬戸内の十字路に位置する本市の交流拠点の優位性を活かし、観光消費の拡大や外国人観光客の受入体制の強化等の観光振興策を推進するなど、交流の拡大による地域の活性化が求められます。

また、こうした交流の拡大を通じて、本市が長い歴史の中で培ってきた様々な魅力を、国内外へ広く発信し、その価値をさらに高めていくことも必要です。

・魅力ある人材が育ち、地域に愛着と誇りを持てるまちづくり

人口減少社会が本格的に到来する中で、地域の将来を支える人材の育成がこれまで以上に重要となっています。そのためには、個性と創造性に富み、世界へはばたく、魅力ある人材が育つとともに、市民一人ひとりが、地域に愛着と誇りを持つことのできるまちづくりが必要です。このため、地域の未来を担う子どもたちへの教育の充実を図るとともに、地域全体で主体的に子どもの教育を支援する体制づくりが求められます。

また、市民との協働を一層推進し、市民一人ひとりが主役となったまちづくりに取り

組むことにより、地域コミュニティを活性化することも求められます。

- ・誰もが安全・安心で快適に住み続けられるまちづくり

社会の成熟化が進む中で、誰もが心の豊かさや生きがいを感じながら、安全・安心で快適に暮らすことのできるまちづくりが、より一層重要となっています。

このため、市民の生命や財産を守り、快適な日常生活を支える生活基盤の維持更新が求められるとともに、地域全体が連携して、防災・防犯等の安全対策に取り組み、安全な暮らしを維持向上していくことが求められます。

また、人口減少と少子高齢化が進む中で、健康・福祉・医療・介護等の体制を充実させ、市民一人ひとりが安心して、健康で快適に暮らし続けることのできる環境づくりも求められます。

イ 取組の視点

過疎地域の持続的発展に向けた事業の推進においては、本市を取り巻く社会・経済情勢の変化や新しい時代の流れを踏まえながら、次に掲げる視点をもって取り組むこととします。

- ・スマートシティの推進

人口減少、少子高齢化などの地域課題の解決や、社会の変革に対応するため、あらゆる分野においてICT等のデジタル技術を活用するデジタルトランスフォーメーション（DX）を推進し、将来にわたって市民が豊かな生活を送ることができるスマートシティの実現を目指します。

- ・SDGsの推進

SDGsとは、平成27年9月に国連サミットで採択された「持続可能な開発目標」のことで、国際社会が取り組むべき17の目標から構成されています。

持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指すSDGsの理念については、本計画における基本方針等と重なるものであるため、各事業の推進にあたっては、SDGsの理念を念頭に置きながら取組を進めることとします。

- ・ゼロカーボンシティの推進

平成27年12月に合意されたパリ協定では、「産業革命からの平均気温上昇の幅を2℃未満とし、1.5℃に抑えるよう努力する」との目標が国際的に広く共有されました。

本市においても、市民や事業者等とともに「チーム尾道」で、ゼロカーボンシティの実現に向けた取組を進めていきます。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

ア 人口に関する目標

	基準値	目標値
過疎地域の人口割合	37.8% (H27)	36.5% (R7)
転出超過数	521 人 (H27～R1 平均)	減少 (R7)
移住者数	34 人 (R1)	100 人 (R7)

イ 地域の持続的発展のための基本となる目標

	基準値	目標値
市民満足度調査「尾道市は住みやすい」と感じる市民の割合	67.2% (R1)	75.0% (R7)
市民満足度調査「尾道市に愛着がある」と感じる市民の割合	79.4% (R1)	85.0% (R7)

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

本計画の取組に係る達成状況の評価については、尾道市総合計画の進行管理や、その他全庁的に実施する事業評価等を基礎とする形で毎年度実施し、PDCAサイクルに基づいた効果検証や進捗管理を行います。また、計画の策定及び変更にあたっては、市民満足度調査等の実施を含め、多様な住民意見の把握に努めるとともに、一部の事業について有識者会議等による外部評価を実施し、効果的な事業の推進を図ります。

(7) 計画期間

計画期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間とします。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

尾道市公共施設等総合管理計画は、将来を見据えたまちづくりのため、公共施設等の全体を把握し、長期的な視点で計画的な更新、統廃合、長寿命化等を行うことにより、公共施設の最適な配置と財政負担の軽減・平準化を図ることを目的に策定され、公共施設等の管理に関する基本原則及び実施方針が定められています。

本計画においても、尾道市公共施設等総合管理計画における基本原則及び実施方針と整合性を図りながら、地域の持続的発展に資する事業を推進していきます。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

ア 移住・定住

本市では、少子高齢化の進展や大都市圏等への転出超過によって、年少人口、生産年齢人口の減少による地域活力の低下が懸念されており、今後、人口構造の若返りが課題となっています。

このため、住みよい住環境や安心して子育てできる環境の充実に図るとともに、仕事の創出や働きやすい雇用環境を整える等、誰もが安心して生涯暮らせるまちづくりを行うことで、市の魅力を高め、新たな人を呼び込むことが必要となっています。また、近年増加傾向にある地方への移住希望者の多様なニーズに対応した、移住・定住に関する幅広い情報発信や、支援体制の充実が求められています。

また、各地域の活性化と地域課題の解決への寄与が期待される、地域と継続的に多様な形で関わりをもつ関係人口の拡大等につながる取組を講じていく必要があります。

イ 地域間交流の促進

本市は、自然や景観、農林業、漁業といったその土地ならではの地域資源に恵まれており、道の駅、港、美術館、サイクリングロード、屋外レジャー施設、宿泊施設等の交流の拠点となる施設が整備されています。

今後も社会的・経済的な交流を積極的に推進していくために、各地域の持つ特色のある地域資源や交流施設をさらに有効活用していく必要があります。

ウ 人材育成

地域ごとに組織の在り方や活動内容が異なっていることに加え、少子高齢化に伴う地域活動の担い手の減少、ライフスタイルの変化や住民ニーズの多様化等、地域を取り巻く環境は大きく変化しています。

過疎地域の持続的発展に向けて、各種事業を円滑に進めていくためには、住民や地域が主役となり、行政とともにそれぞれの得意分野や特徴を活かした適切な役割分担のもと、まちづくりを進めていくことが必要となります。

また、まちづくりに関わる人材の育成や意識の醸成も必要となります。

(2) その対策

ア 移住・定住

子育て世代をはじめ、幅広い世代の転入を促進するため、住民、団体、企業等とお互いの取組を共有しながら、住まい、子育て、仕事等の各分野において移住・定住の促進を十分に意識し、連携を図ります。

多様な移住・定住のニーズに対応するため、地域の情報や支援策等の情報発信や、相談等を行う体制づくりに取り組むとともに、地域と継続的に多様な形で関わりをもつ関係人口の拡大に向けた仕組みづくりを推進します。また、地域おこし協力隊の任用等、各種取組を進めます。

イ 地域間交流の推進

豊かな自然環境や農村としての特性を活かした特産品の開発・販売や滞在型の農林業・漁業・自然体験が可能な環境づくりの推進や、多様な人々が集い交流することができる特色あるイベ

ントを企画・実施することで都市住民との交流人口の拡大を図ります。交流施設については、適切な維持管理に努めるとともに、交流機能の向上を図るために必要な整備を推進します。また、他の地域の交流施設との連携を強化することでさらなる利用促進を図ります。

ウ 人材育成

地域課題を解決していくために、従来からまちづくりを担ってきた区長会・振興区長会や商工会議所、商工会、社会福祉協議会等の地域の各種団体、事業者、住民の理解を得るとともに、より一層の連携を図り、まちづくりを推進します。

また、「尾道市協働のまちづくり行動計画」に基づいて各種取組を行うことで、主体的にまちづくりに関わる人材育成を進めていきます。

(3) 計画

事業計画（令和３年度～令和７年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備 考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(2) 地域間交流	尾道ふれあいの里整備事業	尾道市	御調地域
		向島地域港湾施設整備事業 富浜地区トイレ整備	尾道市	向島地域
		観光施設保全事業 老朽施設等の修繕・保全	尾道市	瀬戸田地域
		瀬戸田地域港湾施設整備事業 沢港トイレ整備	尾道市	瀬戸田地域
		シトラスパーク再生事業	尾道市	瀬戸田地域
	(4) 過疎地域持続的発展特別事業	御調地区空き家バンク事業 ・ 具体的な事業内容 空き家情報の調査及び発信や、登録者と利用者とのマッチング。 ・ 事業の必要性 空き家の流通活性化による空き家問題の解決や、移住・定住による地域の活性化が期待される。 ・ 見込まれる事業効果等 地域への移住が促進され、他地域への人口流出が減少することで、住み続けられるまちづくりが推進される。	尾道市	御調地域
		里山尾道ウォーク in みつぎ ・ 具体的な事業内容 地域の特徴である里山風景の	実行委員会	御調地域

		中で、景観、自然、芸術、文化を体感しながら歩くイベントを実施する。 ・事業の必要性 地域内外からの誘客による交流の促進や、参加者の健康意識の増進が期待される。 ・見込まれる事業効果等 参加者の健康増進や、地域資源の掘り起こしによる交流人口の拡大。		
		御調町ふれあい秋まつり ・具体的な事業内容 商工産品、特産品、農産物等の展示販売や、住民活動発表会、スポーツ大会等を実施する。 ・事業の必要性 地域の産品や団体活動等の紹介を通じ、産業振興や地域振興への寄与が期待される。 ・見込まれる事業効果等 地域間交流の促進による地域活性化。	実行委員会	御調地域
		にこぴんしゃん祭り ・具体的な事業内容 児童生徒による地域の伝統文化・芸能等の披露、各種団体による催しや物販を実施する。 ・事業の必要性 各種団体や企業、学校等が連携して地域の魅力を発信し、来訪者をもてなすことで、協働のまちづくりの推進や交流人口の拡大による地域活性化が期待される。 ・見込まれる事業効果等 向島の産業・観光資源のPRと	実行委員会	向島地域

		各種団体や事業者の参加による協働のまちづくりの機運醸成及び商工業振興への寄与。 向島の伝統文化・芸能の次世代への継承。		
		花と潮風かおる尾道むかいしまウォーク ・具体的な事業内容 地域の景観、自然、歴史、文化を体感しながら、秋の心地良い花と潮風のかおり漂う向島を歩く。コース途中で地元有志等による「おもてなし」を行う。 ・事業の必要性 向島の花と潮風をテーマとしたウォーキング大会を実施することにより、地域資源の掘り起こしや地域間交流の促進による地域振興と健康増進が期待される。 ・見込まれる事業効果等 向島の PR と交流人口の拡大による地域活性化。地元有志の「おもてなし」による協働のまちづくりの推進。参加者の健康増進。	実行委員会	向島地域
		因島地区空き家情報提供事業 ・具体的な事業内容 空き家情報の調査及び発信や、登録者と利用者とのマッチング。 ・事業の必要性 空き家の流通活性化による空き家問題の解決や、移住・定住による地域の活性化が期待される。 ・見込まれる事業効果等 地域への移住が促進され、他	尾道市	因島地域

		地域への人口流出が減少することで、住み続けられるまちづくりが推進される。		
		因島ウォーキング普及推進事業補助事業 ・具体的な事業内容 地域の豊かな自然や歴史に触れるとともに、地元スイーツと絶景の海岸線を楽しみながら歩くウォーキング大会への支援。 ・事業の必要性 島内外からの誘客による交流人口の拡大と、参加者の健康増進が期待される。 ・見込まれる事業効果等 スポーツを通じたまちづくりの推進や、参加者の健康増進、また観光振興による地域活性化と、まちの魅力発信への寄与等。	実行委員会	因島地域
		いのしま水軍花火大会補助事業 ・具体的な事業内容 例年県内外から約 20,000 人の見物客が訪れる、夏を彩る歴史ある納涼花火大会を支援する。 ・事業の必要性 地域を代表する納涼花火大会として、近島からの誘客や地域活性化、観光振興が期待できる。 ・見込まれる事業効果等 地域の歴史や文化を活かしたまちづくりの推進。観光振興による地域活性化。	実行委員会	因島地域
		因島・水軍ふる里まつり振興協議会補助事業 ・具体的な事業内容 「村上水軍」にまつわる祭りへ	協議会	因島地域

		の支援。地域の個性的な文化を発信しており、島まつり、火まつり、海まつりの3部構成となっている。 ・事業の必要性 祭りの運営を媒介とした住民の自立や伝統文化の継承、住民間交流の促進、来訪者の拡大が期待される。 ・見込まれる事業効果等 地域の文化や特徴を活かしたまちづくりの推進。観光振興による地域活性化や、まちの魅力発信。		
		みなとオアシス運営事業 ・具体的な事業内容 港を核とする賑わい作りのために、定期的なイベント開催や地域情報の発信を行う。 ・事業の必要性 地域の特性を活かした、港を核とする安らぎの空間、情報交換の拠点を整備することで、地域内外の交流の促進が期待される。 ・見込まれる事業効果等 施設を拠点とした交流人口の拡大。	尾道市	因島、瀬戸田地域
		サンセットビーチ海開き事業 ・具体的な事業内容 海洋レクリエーション体験、魚のつかみどり体験、地域内交流スポーツ等の実施。 ・事業の必要性 海を核とした賑わいづくりを住民組織が主体となって行うことにより、協働のまちづくりの推進、更には地域情報の	実行委員会	瀬戸田地域

		発信、地域間交流の促進が期待される。 ・見込まれる事業効果等 年間を通した施設利用者及び 交流人口の拡大。		
		瀬戸田夏祭り実行委員会補助事業 ・具体的な事業内容 地域食材の提供や地域 PR 活動、地域団体による活動発表会等のプログラムを行うイベントへの支援。 ・事業の必要性 島の特性を活かしたイベントの開催により、市内外の参加者を増やし地域間交流の促進が期待される。 ・見込まれる事業効果等 瀬戸田地域を訪れる交流人口の拡大。	実行委員会	瀬戸田地域

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

尾道市公共施設等総合管理計画における基本原則及び実施方針と整合性を図りながら、地域の持続的発展に資する事業を推進していきます。

3 産業の振興

(1) 現況と問題点

ア 農業

本市では、山間部の地域から島しょ部の地域にかけて、豊かな地形や温暖な気候を活かした地域性豊かな農業が展開されています。

しかし、農家数や農業従事者が減少傾向にあるとともに、農業従事者の高齢化や後継者不足も深刻です。

農業を取り巻く状況は厳しいものがあるといえますが、農地の公益的機能も重視されており、農地の流動化や効率的利用による安定経営や、集落営農組織の育成・強化を積極的に推進し、農業振興に向けて地域が一体となって取り組んでいくことが重要となっています。

また、農産物の高付加価値化と流通・販売対策、農作業の省力化、有害鳥獣被害への対応及び農業体験を通じた交流促進を図りながら、産地の活性化と後継者等担い手の育成・確保が必要です。

イ 林業

本市の面積の約2分の1は、森林が占めています。そのうち、地域の人工林が1,173ha（人工林率13.3%）、アカマツを主要樹種とする天然林が7,405haとなっています。

現在の人工林は、保育が必要な若齢林がほとんどを占めており、今後、保育・間伐を適正に実施していくことが重要です。

また、公益的機能の高い天然林については、今後も保全を図り、その他の天然林は、樹種転換等により水源かん養等の森林の持つ多面的な機能の回復に努めなければならない状況です。

ウ 漁業

地域の漁業は、小規模でほとんどが5t未満の専業の小型船舶による小規模経営体であり、漁船数・漁獲量ともに減少を続けています。

今後は、担い手の育成・確保のため、漁協と連携し、漁業者のニーズに即した稚魚の放流や漁場整備に引き続き努めていく必要があります。

エ 企業誘致・工業

市北部の地域については、中国やまなみ街道、山陽自動車道の各ICが存在し、広島空港へも至便の位置にあり、高速交通の条件は極めて優れています。

市南部の地域は、造船業、船用産業等の海事産業が主要産業として市経済を支えており、アクセス道路としては瀬戸内しまなみ海道が島々を結んでいます。これらの交通アクセスによる立地の良さを活かし企業進出の強い期待が寄せられています。

また、海事産業においては、高い技術力の継承・養成により、競争力をさらに強化し、併せてより広範な産業への展開を図ることも必要です。

オ 商業

市北部の地域については、大型店2店を含め小売店のほとんどが御調町市地区に立地しており、道の駅「クロスロードみつぎ」は、地域の賑わいの中心となっています。

中国やまなみ街道の全線開通により、新規顧客の開拓や販路拡大を視野に入れた事業展開が期待できます。また、地元産品を使用した商品開発やブランド化等を行い、人流・物流の促進や

更なる地域の活性化を図っています。

市南部の地域では、向島・因島地区にそれぞれ大型小売店舗が立地しており、瀬戸田地区においては小売業・飲食業の多くが商店街等に立地しています。

新型コロナウイルス感染症の収束後には、瀬戸内しまなみ海道、ゆめしま海道を楽しむサイクリング客やインバウンドによる多くの集客が見込まれます。

因島・瀬戸田地区の商店街等においては、事業主の高齢化や空き店舗の増加に加え、観光消費額の低迷が課題の中、空き店舗の活用促進や民間による投資により、宿泊施設や新規創業の飲食店等が増えつつあります。

カ 情報通信産業

高度情報通信基盤整備事業により市内全域に光回線が整備されることで、今後在宅ワークや新規企業の進出、サテライトオフィスの設置の促進等が期待されます。

キ 観光・レクリエーション

本市の過疎地域は、中国やまなみ街道、瀬戸内しまなみ海道の沿線に位置しており、自然や景観、農林業、漁業といったその土地ならではの地域資源に恵まれています。島しょ部においては近年のサイクリングブームを追い風として、多くのサイクリストが訪れるようになっており、宿泊施設等の観光客をターゲットとした民間投資も活発となっています。

しかしながら、将来的な観光ニーズの変化や今後も見込まれる国内人口の減少、既存施設の老朽化等により、来訪者の減少が進むことが懸念されます。

今後も引き続き、地域の観光振興を図るためには、地域資源を最大限に有効活用しながら、広域的観光ルートの形成、観光客の受入環境の整備等をさらに推進していくことが必要です。

(2) その対策

ア 農業

「尾道市農業振興ビジョン」に基づき、農業地域の活性化を推進していきます。

・農地の有効活用と集落の活性化

集落の維持管理機能が低下するなか、農村環境の安定的な保全が求められています。農業・農村について、都市住民の安らぎの空間となることを目指すとともに、集落営農の持続的安定を図るために、魅力ある農業と豊かな農村の情報発信と、農地・施設の適切な保全に取り組みます。

農地の情報を意欲ある農業者や新規就農者、農業参入法人に提供し、農地利用の活性化を進めるとともに、地域の特性に合わせて産地育成に取り組むことにより、新規就農者の参入や耕作放棄地等の解消と持続的な農地の利用を目指します。

農業生産の基盤である農地や農道・水路・井堰・ため池等の農業用施設の適正な保全管理と鳥獣対策を行う地域活動の取組を推進することで、集落機能の向上と耕作放棄地の抑制・解消に努めます。また、企業的な農業経営の育成を推進します。

・豊かな地域農産物の産地化と多様な担い手の育成

地域農業の次世代を担う農業従事者の確保による産地の活性化と農業の収益性を高めることが重要です。農業従事者とともに生産組織の育成、強化を支援することで、収益性の高い農業を推進します。

農産物を安定的に供給できる生産力を確保し、それを維持していくために地域特産物の産地化を推進します。また、産地における技術の習得、高品質化、安定的生産量の確保できる体制づくりと産地力強化を支援します。

優れた農産物を「尾道ブランド農産物」に認証することで、ブランド力を高め、販路拡大と産地の育成、強化に取り組みます。

地域の中心的経営体である認定農業者や新規就農者の経営の高度化を支援するとともに、定年帰農者や高齢・女性農業者、生産部会等の多様な農業者の育成・支援に取り組みます。

農産物の付加価値の向上、経営の多角化と安定を目指し、農業者や生産組織等が自ら取り組む6次産業化を支援・推進します。

- ・地産地消の推進と食の安全・安心の確保

食を通し、農業の活性化を推進します。また、市内外住民に向けて尾道産農産物の魅力を発信することにより、農業の活性化はもとより、地域への定住に繋がるよう取り組みます。

イ 林業

（ア）林業生産基盤の整備

造林について、市行分収造林事業地の下刈・除間伐等を実施し健全な森林づくりを推進します。

また、森林所有者の森林整備への意識醸成を図ります。

（イ）森林の保護

森林の荒廃を防ぐため、樹種転換等により森林の持つ多面的な機能の回復を図ります。

（ウ）林道整備

搬出間伐を可能とするための林道の整備を実施し、未利用材の利用を図ります。

ウ 漁業

漁業後継者や新たな漁業就業者の育成・確保のため、漁業者のニーズに即した稚魚放流や魚礁設置・藻場造成による漁場環境整備を行い、生産基盤の強化を図ります。

また、水産物の新たな販路拡大に向けた施策を検討します。

エ 企業誘致・工業

交通アクセスの利点を活かし、地域経済の強化、雇用機会の創出及び定住促進のため周辺環境に配慮した企業誘致に努めるほか、新たな産業団地整備を検討します。

また、主要産業である海事産業においては、因島技術センター等を活用した高度な技術者の育成を図るとともに、安定した就業の場の確保のため、産業競争力の強化を図ります。

高い技術力を持つ海事産業関連の企業間の交流、連携を図り、新たな産業創出の可能性を追求します。

オ 商業

市北部の地域では、道の駅「クロスロードみつぎ」を販売拠点と位置づけ、地元農業の活性化を推進し、物産の販路拡大や新商品の開発等農商工の連携をより一層図れるよう支援していきます。

市南部の地域では、インバウンドや海路からの観光客増加を見据え、地域資源を活用して観光資源化を図り、地域への誘客を推進し、地域での消費拡大を目指します。

また、商店街等の空洞化の解消に向けて、担い手支援や空き店舗活用を促進し、持続可能な地域づくりを目指します。

カ 情報通信産業

移住・定住の促進を図るとともに周辺環境に配慮した企業誘致に努めるほか、地域の資源を活かした様々な起業の促進を図ります。

キ 観光・レクリエーション

中国やまなみ街道、瀬戸内しまなみ海道の沿線である立地条件を活かし、特色ある観光地づくりを推進していくため、既存施設の有効活用や新たな観光資源の発掘・整備を推進するとともに、外国人観光客を含む来訪者のニーズに対応した受入環境の整備を図ります。

地域の観光資源をさらに有効活用していくため、地域内観光ネットワークや周辺地域との広域観光ルートを確立するとともに、効果的な宣伝や情報発信に努めます。

従来の観光事業者だけでなく、農林業・漁業・商工業、あるいは新たな交流産業に取り組む事業者等との連携に努め、民間投資の促進による観光産業の活性化を図ります。

周遊観光の重要な拠点となる、道の駅や港について、観光拠点機能の向上と周辺を含む整備を推進することで、観光拠点の賑わいづくりと来訪者の回遊性の向上を図ります。

(3)計画

事業計画（令和３年度～令和７年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備 考
2 産業の振興	(1) 基盤整備 農業 林業	奥山ダム管理事業 施設長寿命化	広島県	因島地域
		市行分収造林事業	尾道市	御調地域
		ふるさと林道整備事業	尾道市	御調地域
		人工造林補助事業	尾三地方森林組合	御調地域
	(7) 商業 その他	街並景観修景整備事業	尾道市	瀬戸田地域
	(8) 観光又はレ クリエーション	子どもの遊び場環境整備事業	尾道市	全地域
		尾道ふれあいの里整備事業 （再掲）	尾道市	御調地域
		尾道市マリン・ユース・セン ター整備事業	尾道市	向島地域
		尾道市向島運動公園整備事業	尾道市	向島地域
		向島地域港湾施設整備事業 富浜地区トイレ整備（再掲）	尾道市	向島地域
		尾道市因島運動公園整備事業	尾道市	因島地域
		尾道市瀬戸田町B＆G海洋セ ンター整備事業	尾道市	瀬戸田地域
		観光施設保全事業 老朽施設等の修繕・保全（再掲）	尾道市	瀬戸田地域

		瀬戸田地域港湾施設整備事業 沢港トイレ整備 (再掲)	尾道市	瀬戸田地域
		シトラスパーク再生事業 (再掲)	尾道市	瀬戸田地域
		街並景観修景整備事業 (再掲)	尾道市	瀬戸田地域
	(10) 過疎地域持 続的発展特別 事業 第1次産業	イノシシ等農業被害対策事業 防護さく等設置補助 ・ 具体的な事業内容 尾道市内に農地を有する 農林業者に対し、防護さ く等の購入費用に要する 経費の一部を支援する。 ・ 事業の必要性 地域の農林業の持続的な 振興のためには、有害鳥 獣から農作物被害を最小 限に抑えることが必要で ある。 ・ 見込まれる事業効果等 有害鳥獣による農作物被害 の防止。	尾道市	全地域
		新規就農者育成交付金事業 ・ 具体的な事業内容 認定新規就農者に対して 農業次世代人材投資資金 を交付する。 ・ 事業の必要性 過疎地域における持続的 な農業振興のためには、 経営の不安定な新規就農 者に対する負担軽減策が 必要である。 ・ 見込まれる事業効果等 次世代を担う新規就農者 の地域への定着。	尾道市	全地域
		環境保全型農業直接支援対策事業 ・ 具体的な事業内容 地域への有機農業（化学 肥料及び化学合成農薬を	尾道市	全地域

		使用しない農業)の普及促進活動の実施。 ・事業の必要性 持続可能な農業振興の観点から、地域の生物多様性の保全や地球温暖化対策等に積極的に取り組む必要がある。 ・見込まれる事業効果等 農業が本来有する自然循環機能の維持・増進による、地域でまとまりをもった環境保全効果の高い営農活動の実施。		
		多面的機能支払交付金事業 ・具体的な事業内容 対象農地において、一定期間継続して共同活動を行う組織に対して交付金を支給する。 ・事業の必要性 持続的な農業生産活動の実施のため、農業・農村の有する多面的・公益的機能の維持及び保全を図る必要がある。 ・見込まれる事業効果等 持続的な農業生産活動を通じた農地の公益的機能の維持・発揮。	営農組織等	全地域
		中山間地域等直接支払制度 ・具体的な事業内容 条件不利地域の一団の農用地において、耕作放棄地の発生を防止し、多面的機能を継続的、効果的に実施する活動に対して交付金を交	集落等	御調地域

		付する。 ・事業の必要性 中山間地域における適切な農業生産活動の継続のため、生産条件に関する不利を補正するための支援が求められる。 ・見込まれる事業効果等 農業の有する多面的機能の維持確保。		
	商工業・6 次産業化	因島技術センター運営補助事業 ・具体的な事業内容 造船業・船用工業に携わる人材の育成及び技能の伝承を目的に設立された技術センターへの支援。 ・事業の必要性 地域の基幹産業の持続的発展のため、継続的な人材育成、技術継承に係る取組が必要である。 ・見込まれる事業効果等 地域の産業を担う若手技術者の育成と技術継承。	協議会	因島地域
		空き店舗活用支援事業 ・具体的な事業内容 地域商店街等にある既存の空き店舗を活用するため、新規創業者に対し補助金を交付する。 ・事業の必要性 地域商店街等の空き店舗解消と、商店街等の魅力向上や雇用創出による地域活性化が期待される。 ・見込まれる事業効果等 新たな店舗の進出による地域の活性化と交流人口の増加。	尾道市	全地域

(4) 産業振興促進事項

(i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
過疎地域全域 (御調地域・向島地域・ 因島地域・瀬戸田地 域)	製造業、情報サービ ス業等、農林水産物等販 売業、旅館業	令和３年４月１日～ 令和８年３月３１日	

(ii) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記(2)その対策及び(3)計画のとおり。なお、産業の振興施策の実施にあたっては、広島県や近隣市町等との連携（備後圏域連携中枢都市圏、広島臨空広域都市圏等）を図りながら取組を進めます。

(5) 公共施設等総合管理計画との整合

尾道市公共施設等総合管理計画における基本原則及び実施方針と整合性を図りながら、地域の持続的発展に資する事業を推進していきます。

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点

行政の内部事務システムは全域同等のものが稼働しています。また、行政事務の基盤としての情報通信環境は全域光回線が整備されています。

住民が利用する通信環境では一部地域において、光回線の利用ができない状態にありますが、令和3年度中に市内全域に光回線を整備し、光ブロードバンドサービスが提供される予定です。

今後、こうした情報通信基盤について、情報通信技術を利用した高度な住民サービスの導入やコミュニケーションの円滑化のために有効に利用していくとともに、利用者に向けた ICT リテラシー向上のための取組が必要です。

災害情報の伝達手段としては、テレビ・ラジオ・ホームページ・SNS 等のほか、デジタル防災無線・防災アプリを整備し、あわせて行政情報等の伝達も行っています。

(2) その対策

情報通信技術を効果的に活用し、行政サービスの効率化・高度化を行い、住民により良いサービスの提供とコミュニケーションのための利用の促進を図るとともに、こうしたサービスを誰もが利用できるよう、住民の ICT リテラシー向上につながる取組を推進します。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的发展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備 考
3 地域における情報化	(1) 電気通信施設等情報化のための施設 その他の情報化のための施設	尾道市高度情報通信基盤整備事業	尾道市	全地域

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

尾道市公共施設等総合管理計画における基本原則及び実施方針と整合性を図りながら、地域の持続的发展に資する事業を推進していきます。

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

ア 交通体系

本市の広域道路網は、高速道路として、東西方面に山陽自動車道、北方面へ中国やまなみ街道、南方面へ瀬戸内しまなみ海道が整備され、瀬戸内の十字路として構成されています。

また、高規格道路福山御調道路は、広域幹線道路体系の形成に向けて重要な役割を担う路線であり、早期整備が望まれています。

周辺地域を連絡する幹線道路網は、南北に縦断する一般国道 184 号、市街地部を挟んで北部の一般国道 486 号、島しょ部の一般国道 317 号を骨格とし、北部地域の一般県道 5 路線、島しょ部の主要地方道・一般県道の 8 路線で国道を補完して構成されています。

さらに、市道・農道・林道は、一般国道・主要地方道・一般県道と連結して地域内の道路ネットワークを構成しています。

生活道路である市道・農道・林道は、地域の生産・流通・消費・観光・緊急時の避難路等のあらゆる分野で重要な役割を担っていることから、早期整備を必要としており、暮らしと地域に身近な道路の整備を計画的に進める必要があります。

また、島しょ部の幹線道路にはナショナルサイクルルートに指定された瀬戸内しまなみ海道サイクリングロードがあり、地域の観光振興や産業振興に大きく寄与しているところですが、近年、自転車の通行量の増加に伴って、安全性の確保が課題となっており、自転車通行帯等の整備が必要となっています。

イ 交通確保対策

地域公共交通機関は、バス・航路・タクシーが地域住民の主な交通手段となっています。

しかし、バス・航路については、道路交通網の整備により自動車依存度が高まり、利用者が減少傾向となる中、路線や航路等が廃止される等、地域公共交通ネットワークの縮小やサービス水準の低下を余儀なくされています。

一方で、自動車を運転できない学生、高齢者等にとって地域公共交通機関は不可欠な移動手段であり、日常生活における移動手段を確保するため、バス路線・生活航路の維持をはじめ、デマンド交通の導入等、持続可能な地域公共交通の在り方を検討していくことが必要です。

また、交通安全施設整備とあわせて、高齢社会に対応した交通安全教育を強化し、交通ルールの遵守や正しい交通マナーを実践していく等、総合的な交通安全対策を進めていく必要があります。

(2) その対策

ア 交通体系

市北部の地域における高規格道路福山御調道路については、早期の事業化に向けて国、県等の関係機関に働きかけるとともに、一般国道 486 号貝ヶ原工区の整備推進について県に働きかけます。

また、周辺地域を結ぶ道路としての機能を有する一般国道や地域幹線道路である県道のうち、未整備区間の改良事業や交通安全事業の整備推進について、県に働きかけます。

市南部の地域におけるサイクリストの増加に伴う安全確保のため、瀬戸内しまなみ海道サイ

クリングロード上への自転車通行帯等の施設の整備について県と協力して進めます。

市道については、国道、県道との道路ネットワークの整合を図りつつ、生活福祉の向上や安全の確保のため、計画的な生活道路の整備や緊急度に応じた交通安全施設等の整備を行います。

農道及び林道については、農林業の効率化や森林の保護及び地域振興の基盤として、また、地域の生活道路、更には災害時のう回路としての役割も担っていることから、今後も引き続き保全整備を推進します。

イ 交通確保対策

過疎地域においても、住民の交通利便性の向上を図るために、バス路線、生活航路の維持・確保を行い、地域の実情に応じた移動手段の確保を目指します。

また、交通安全施設の整備を計画的に進めていくとともに、地域ぐるみの交通安全運動、特に、高齢者に対応した交通安全教育を推進し、交通安全思想の普及・啓発に努めます。

(3) 計画

事業計画（令和３年度～令和７年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備 考
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(1) 市町村道 道路	神貝ヶ原線（改良） L＝960m W＝11.0m	尾道市	御調地域
		市中央線（改良） L＝40m W＝5.2m	尾道市	御調地域
		いきいきロード再整備事業	尾道市	御調地域
		生活道路修繕事業	尾道市	御調地域
		川尻江奥線（改良） L＝1,030m W＝9.0m	尾道市	向島地域
		川尻高見山線（改良） L＝200m W＝10.0m	尾道市	向島地域
		道越４号線（改良） L＝200m W＝4.0m	尾道市	向島地域
		深浦新開線（改良） L＝200m W＝9.0m	尾道市	因島地域
		向浜・折古線（改良） L＝170m W＝5.0～13.0m	尾道市	因島地域
		御寺・荻線（改良） L＝600m W＝4.0m	尾道市	瀬戸田地域
		高根中央線（改良） L＝1,000m W＝4.0m	尾道市	瀬戸田地域
		高根中央線（単独工区）（改良） L＝247m W＝4.0m	尾道市	瀬戸田地域
		江尻２・４号線（改良） L＝550m W＝4.0m	尾道市	瀬戸田地域

	橋りょう その他	荻・田高根線（改良） L = 200m W = 4.0m	尾道市	瀬戸田地域
		五本松・下大谷線（改良） L = 220m W = 4.0m	尾道市	瀬戸田地域
		浜新開 2 号線（改良） L = 160m W = 5.0m	尾道市	瀬戸田地域
		得納・東大谷線（改良） L = 500m W = 4.0～5.0m	尾道市	瀬戸田地域
		壱本松・祖羅線（改良） L = 500m W = 4.0～5.0m	尾道市	瀬戸田地域
		東郷・江野沖線（改良） L = 445m W = 4.0～5.0m	尾道市	瀬戸田地域
		名荷中央線（改良） L = 1,100m W = 7.0m	尾道市	瀬戸田地域
		生活道路整備事業	尾道市	瀬戸田地域
		橋梁長寿命化修繕事業	尾道市	全地域
		道路トンネル維持修繕事業	尾道市	全地域
	(2) 農道	高根大橋線農道橋梁灯更新事業	尾道市	瀬戸田地域
	(9) 過疎地域持続的発展特別事業 公共交通	尾道市地域公共交通計画策定事業 ・ 具体的な事業内容 計画策定に必要なデータ・情報を収集し、尾道市地域公共交通協議会で計画を策定する。 ・ 事業の必要性 将来にわたって持続可能で利用しやすい地域公共交通の実現のため、マスタープランを策定する必要がある。 ・ 見込まれる事業効果等 将来にわたって持続可能で、利用しやすい地域公共交通の実現。	尾道市	全地域
		金山～赤崎渡船運航事業 ・ 具体的な事業内容 因島の金山港と生口島の赤崎港とを結ぶ航路の運航事	尾道市	因島地域

		業者に対して、生活航路の維持と交通弱者救済のために補助金を交付する。 ・事業の必要性 地域住民等の利便性の確保の観点から、生活航路の維持が求められる。 ・見込まれる事業効果等 地域住民等の生活航路の維持及び利便性の向上。		
		今治～土生航路運航事業 ・具体的な事業内容 因島の土生港と愛媛県今治市の今治港とを結ぶ航路の運航事業者に対して、生活航路の維持等を目的として補助金を交付する。 ・事業の必要性 地域住民等の利便性の確保の観点から、生活航路の維持が求められる。 ・見込まれる事業効果等 地域住民等の生活航路の維持及び利便性の向上。	尾道市	因島地域
		尾道市因島定期輸送車運行業務 ・具体的な事業内容 公共交通の空白区間である因島中庄町入川橋～因島三庄町千守の間を、道路運送法第 79 条の 3 の規定に基づき、国土交通大臣の登録を受けて尾道市が自家用有償旅客運送者として定期輸送を実施する。 ・事業の必要性 公共交通の空白地域住民等の交通手段の確保が必要である。	尾道市	因島地域

		・見込まれる事業効果等 地域住民の通院・通学等の 交通手段の確保。		
	(10)その他	一般国道486号線（改良） L = 3,100 m W = 13.0 ~ 26.0m	広島県	御調地域
		一般県道御調久井線（改良） L = 580m W = 5.0m	広島県	御調地域
		一般県道立花池田線（改良） L = 1,080m W = 6.0 ~ 14.0m	広島県	向島地域
		一般国道317号線（青影バ イパス）（改良） L = 1,130m W = 6.5 ~ 12.0m	広島県	因島地域
		生活交通路線維持事業	尾道市	全地域
		生活航路維持確保対策事業	尾道市	因島、瀬戸田 地域

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

尾道市公共施設等総合管理計画における基本原則及び実施方針と整合性を図りながら、地域の持続的発展に資する事業を推進していきます。

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

ア 上水道

上水道は、快適な生活を送るために必要な施設です。

安全で安心な水道水を安定供給するため、施設の適正な維持管理に努めていますが、昭和中期から後期にかけて建設された管路、配水池等の老朽化が進行しており、令和元年度末で全管路の32.7%が老朽管にあたります。

同時に近年国内で頻発している地震への対応が求められており、管路、配水池等の耐震化が課題となっています。

イ 下水道等

下水道については、住民の快適な生活環境を確保するため、地域の実情に応じた污水处理を推進しています。

御調地域では、特定環境保全公共下水道事業、瀬戸田地域では、農業集落排水事業により計画区域を整備し、ほぼ完成しています。

下水道整備区域以外においては、小型合併処理浄化槽設置事業により生活排水処理の推進を行っており、地域全体において污水处理施設の早期概成が求められています。

ウ 廃棄物処理施設

可燃ごみについては、尾道市クリーンセンター、因瀬クリーンセンターで焼却処理しています。

不燃ごみについては、びん・缶・ペットボトル・容器包装プラスチック・金属類等の分別収集を実施し、尾道市クリーンセンター、因島リサイクルセンターや民間施設等で資源化处理しています。

因瀬クリーンセンターは平成2年11月竣工から30年、瀬戸田名荷埋立処分地は平成3年10月竣工から29年を経過しており、施設の大型機器類の更新時期を迎えています。

因島一般廃棄物最終処分場は令和元年3月に築堤を行いました。今後とも計画的に築堤を行う必要があります。

布類・ペットボトル・古紙類・容器包装プラスチック等を分別収集することで、ごみの資源化を図っています。今後、住民や事業者への啓発活動を行う等、ごみの分別収集や再資源化の推進を図り、ごみの減量化を行うことが必要です。

エ し尿処理

し尿、浄化槽汚泥は、おのみち地区し尿処理場、因島クリーンセンター、及び瀬戸田汚泥再生処理センターで処理しています。

因島クリーンセンターは平成元年2月の竣工から32年、瀬戸田汚泥再生処理センターは平成13年3月竣工から20年を経過しており、施設の大型機器類の更新時期を迎えています。

因島島内のし尿収集は市直営で行っていますが、経年劣化により、し尿汲取車が更新時期を迎えています。

下水道の整備や浄化槽の普及に伴い、し尿処理量は減少してきていますが、今後とも収集処理体制を堅持しつつ、適正処理を図ることが重要です。

オ 消防・防災・救急

本地域の消防体制は、常備消防である尾道市消防局と非常備消防である尾道市消防団で構成されています。

管内の消防庁舎は、老朽化が進んだ施設、耐震基準を満たしていない施設について、平成 28 年から計画的に整備を進め、地域の消防力は大きく増強されました。

また、老朽化した消防車両・消防団車両・防火水槽・器具庫等計画的な整備も進め、高規格救急自動車・調査広報車・タンク車・消防ポンプ自動車・小型動力ポンプ積載車、小型動力ポンプ、防火水槽及び器具庫を更新していますが、今後も計画的な整備の継続が必要です。

消防団については、尾道市消防局との連携を密にし、初期消火及び延焼防止等の消火活動を迅速かつ円滑に実施するための体制が整備されています。

自主防災組織・女性防火クラブ・幼少年消防クラブは一部の地域で組織されていますが、防災意識の高揚及び災害発生時における人命の安全確保を図る上で重要であり、これらの組織の結成・育成を推進する必要があります。

救急救助体制については、高齢社会の進展や救急出動要請の複雑化・多様化に伴い、その重要性がさらに高まることが予想され、地域医療体制との更なる連携が必要となります。

消防指令センターについては、平成 25 年度に三原市と共同で整備し、平成 26 年 4 月から共同運用しており、災害、火災及び救急事案等に対し、迅速かつ的確な対応が可能となりました。今後、機器の老朽化に伴い、計画的な整備・更新が必要です。

カ 防犯

犯罪の起こりにくい安全なまちづくりのためには、住民意識の啓発等による犯罪に強い意識づくり、犯罪に強い地域づくり、犯罪に強い環境づくりが必要です。

キ 公営住宅

公営住宅は、住宅に困窮する低額所得者が健康で文化的な生活を営み安心して暮らせる住まいとして、住宅セーフティネットの基幹的役割を担っています。

耐用年数の経過に伴って建物や建築設備の劣化が進むとともに、入居者の高齢化により居住環境の改善が課題となっている住宅もあります。

また、木造や簡易耐火構造の住宅については、耐用年限が経過し、老朽化が進んでいる住宅が多い状況にあります。

ク 公園等

都市公園・緑地を中心とした緑とオープンスペースは、都市に必要不可欠な環境基盤であり、住民の憩いの場、多様なレクリエーションの場、災害発生時の避難場所や延焼防止の役割のほか、地域の美しい風景・景観の形成に大きな役割を果たしています。

その中で、人口減少や少子高齢化等社会状況の変化により、求められる役割・機能も変化してきており、多様化するニーズに応じた質の高いみどり空間の創出と、重要な都市インフラとして、施設の老朽化の進行に対する適正かつ効率的な維持管理が求められています。

(2) その対策

ア 上水道

管路については現在策定している「管路更新計画」に基づいて、令和 8 年度末の基幹管路耐震

適合化率 50.0%を目標として計画的な更新及び耐震化を行います。

配水池等の施設については、「配水系統整備基本計画」に基づいて、令和 8 年度末の基幹水道施設（配水池）の耐震化率 93.6%を目標に計画的な更新及び耐震化を行います。

イ 下水道

既に供用開始済みの特定環境保全公共下水道事業や農業集落排水事業について、未接続家庭の解消に努め、下水道事業及び集落排水事業の健全な運営を図ります。

また、それ以外の地域については、小型合併処理浄化槽の設置補助を行い促進するとともに、施設の適正な維持管理の啓発を行い、快適な生活環境の創造や水質保全に努めます。

ウ 廃棄物処理施設

廃棄物の排出を抑制し、資源の再利用等に対する住民・事業所への意識啓発に努めます。さらに、快適なまちづくりを推進していくため、環境衛生についての普及啓発を行うとともに、地区公衆衛生推進協議会等を中心とした自発的な清掃美化活動（シティクリーニング）等を促進します。

エ し尿処理

尾道地区し尿処理場、因島クリーンセンター及び瀬戸田汚泥再生処理センターでの処理の充実を推進していくとともに、計画的な収集運搬体制の充実に努めます。

オ 消防・防災・救急

消防力を維持し消防防災活動に的確に対応していくため、消防活動に必要な個人装備の充実強化等を図るとともに、初期消火活動や延焼防止等の消火活動の円滑化を図るため、消防水利・消防車両・消防団器具庫等の消防施設を計画的に整備します。

火災予防の普及啓発と地域における防火意識の高揚を図るため、自主防災組織・女性防火クラブ・少年消防クラブの結成・育成に努めるとともに、消防局による防火対象物や危険物施設等に対する予防査察や防火指導等の強化を図ります。

また、複雑・多様化する救急需要に迅速・的確に対処していくため、消防局における救急隊員の資格の取得や技術の向上等に努め、地域医療体制との更なる連携を図ります。

消防指令センターについては、機器の老朽化に伴う整備・更新を計画的に実施します。

さらに、ハザードマップの作成や、高齢者や障害者等の要配慮者に配慮した警戒避難体制及び避難路ネットワークの整備を推進するとともに、避難所に利用される施設の安全性の向上を図ります。

カ 防犯

犯罪の起こりにくい、安全で安心して暮らせる地域社会の実現のため、住民意識の啓発、住民の自主的な安全活動への支援及び犯罪防止に配慮した生活環境の整備に努めます。

キ 公営住宅

定期点検や日常点検を実施し、入居者が安全で安心して居住するための改善や効率的・効果的な修繕、維持管理の実施に努めます。また、老朽化し新たな入居者の募集を停止している住宅は、全入居者が退去した後に速やかに用途廃止を行います。

ク 公園等

都市公園・緑地は、憩いと潤いをもたらす身近なみどり空間として良好な住環境の形成に大き

く寄与しており、住民との協働による、長期的な視点に基づく適正な維持管理の推進と、地域の実情に応じた再配置を検討します。また、様々な住民の生活・活動を支援する地域コミュニティの拠点・交流の場等としての活用にも努めます。

(3)計画

事業計画（令和３年度～令和７年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備 考
５ 生活環境の整備	(2) 下水処理施設 農村集落排水施設 その他	農業集落排水施設長寿命化事業	尾道市	瀬戸田地域
		小型浄化槽設置整備事業	尾道市	全地域
	(3) 廃棄物処理施設 ごみ処理施設 し尿処理施設	向島クリーンセンター更新事業	尾道市	向島地域
		因瀬クリーンセンター改修・更新事業	尾道市	因島地域
		因島リサイクルセンター改修・更新事業	尾道市	因島地域
		因島一般廃棄物最終処分場築堤事業	尾道市	因島地域
		瀬戸田名荷埋立処分地大型重機等更新事業	尾道市	瀬戸田地域
		因島クリーンセンター改修・更新事業	尾道市	因島地域
		し尿汲取車更新事業	尾道市	因島地域
		瀬戸田汚泥再生処理センター改修事業	尾道市	瀬戸田地域
	(5) 消防施設	消防団器具庫整備事業	尾道市	全地域
		消防車両更新事業	尾道市	全地域
		消防団車両更新事業	尾道市	全地域
		通信指令体制整備事業	尾道市	全地域
	(7) 過疎地域持続的発展特別事業 その他	中山間地域等直接支払制度 (再掲)	集落等	御調地域
	(8) その他	子どもの遊び場環境整備事業 (再掲)	尾道市	全地域
		小規模農業基盤整備事業 ため池緊急整備	尾道市	全地域
		がけ地対策事業	尾道市	瀬戸田地域

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

尾道市公共施設等総合管理計画における基本原則及び実施方針と整合性を図りながら、地域の持続的発展に資する事業を推進していきます。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

ア 児童福祉施設

子どもや家庭を取り巻く環境が大きく変化している中、教育・保育等のニーズを的確に把握し、幼稚園や保育所、認定こども園等の教育・保育事業の提供の充実を図る必要があります。

また、保護者の多様な就労形態に対応し、延長保育・病児保育・幼稚園における預かり保育等、多様な保育サービスの充実を図る必要があります。

イ 高齢者等の保健及び福祉

公立病院や医師会を中心に保健・医療・介護・福祉・生活が連携した地域包括ケアシステムが構築されており、特に医療と介護の連携は先進的な取組を行ってきましたが、少子高齢化、核家族化等により家族の介護力は低下し、高齢者の一人暮らしや高齢者のみの世帯が増え、生活様式の変化、価値観の多様化等により、地域のつながりも希薄になっています。

高齢者が住みなれた地域で暮らしていくためには、地域ぐるみで温かく見守り、人間的なふれあいを深める中で支え合える互助と連帯の精神に支えられた地域社会を築くことが重要です。

高齢者の在宅生活の支援や閉じこもりの防止のため、各地域の集会所や公民館で行うふれあいサロン、シルバーリハビリ体操の普及等介護予防に係る取組や、民生委員による巡回相談、保健師や地域包括支援センター職員等による訪問指導、介護保険サービスが適切に提供できる体制の整備、高齢者を介護している家族の身体的・精神的・経済的負担の軽減等、高齢者が健康で安心して暮らせるように支援しています。

また、高齢者が、豊かな経験や知識を活かして主体的・積極的に社会参加することは、心身の健康につながる大切な要素であり、老人クラブ連合会やシルバー人材センターを通じて支援しています。

ウ 健康づくり事業

健康おのみち 21 計画を基に、健康づくりを推進してきました。健診事業については、多くの人に受診していただくために、健診機会の増設、休日の実施や託児、地域の保健推進員による受診勧奨や未受診者への個別受診勧奨等を行った結果、少しずつ受診率は上がっていますが、今後も Web や専用コールセンターによる申込方法の拡充、精度管理等により、さらに伸ばしていく必要があります。

また、運動不足や食生活の変化により糖尿病や高血圧等の生活習慣病が増加しており、若い世代からの生活習慣の改善や生活習慣病の重症化を予防する取組、感染症の対策、フレイル対策、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施や様々なストレスに対するこころの健康づくり等の取組が必要です。

今後も、民間も含めた関係機関・地区組織等と協働した地域の健康づくりを行い、健康寿命の更なる延伸を図ることが重要です。

エ その他

(ア) 障害者福祉

身体障害者手帳の所持者は減少傾向にあります。高齢化が進む中 65 歳以上の方が 8 割以上を占めています。療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者は増加傾向にあります。自立支

援医療（精神通院医療）の受給者は、精神障害者保健福祉手帳の所持者を大きく上回っています。

若年の障害のある人も増加傾向にあり、障害のある人が在宅で、また、地域で快適な生活が送れるような施設も必要です。

今後も障害のある人の自立と社会参加を促進するために、障害者保健福祉計画に沿って、総合的かつ継続的な事業の実施を図っていく必要があります。

（イ）児童福祉

子どもを取り巻く環境は、少子化や核家族化、地域社会における連帯意識の希薄化等により、大きく変化しています。

特に、少子化の進行は、子どもたちの社会性、自立性が育ちにくくなるだけでなく、若年労働力の減少による経済力の低下、社会保障に係る現役世代の負担増大等、社会全体の構造や活力に重大な影響を及ぼすものと予想されます。

このような中、子どもと子育て家庭を取り巻く現在の状況を踏まえ、社会の希望であり、未来をつくる存在である子どもが健やかに成長するため、令和２年３月に策定した「第２期尾道市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保や子どもの貧困対策、児童虐待防止等、子ども・子育て支援のための取組を総合的に推進する必要があります。

（ウ）乳幼児の健康管理（母子保健対策）

乳幼児の健全育成を支援するため、乳幼児健診を実施してきましたが、今後も事業を継続し、親子への支援を充実する必要があります。

また、少子化、核家族化、女性の社会進出の増加等に伴い、親子や子ども同士がふれあう機会の減少、さらには地域社会の中で、子育ての悩みを相談できる機会が希薄となりやすいため、身近な場所で子育て相談・支援ができる場の周知と支援内容の充実を図る必要があります。

(2) その対策

ア 児童福祉施設

多様化する需要に対応した教育・保育事業の提供、多様な保育サービスの整備を一層推進し、健やかな子どもの成長を支えるための環境を整備します。

イ 高齢者等の保健及び福祉

団塊の世代が 75 歳以上となる 2025 年、団塊ジュニア世代が 65 歳以上となる 2040 年を見据え、医療や介護が必要となっても高齢者が住みなれた地域で暮らし続けられるよう、地域特性に応じた、専門職による多職種連携や医療と介護の更なる連携、住民主体の取組等を推進し、多様な主体が協働して支え合う体制づくりを推進します。

さらに、年齢に関係なく元気なうちから積極的に健康づくりや介護予防に取り組む環境づくりに重点を置き、一人ひとりの介護予防等の理解を深めつつ、地域ぐるみで行う健康づくりや介護予防の活動を通じて進められる地域づくりを支援します。

ウ 健康づくり事業

主体的な健康づくりを推進するため、健康診査の受診勧奨を行い、結果を活かした生活習慣の改善や必要な受診勧奨を行います。生活習慣改善等の疾病予防対策としては、住民への健康情報の提供に加え、特定保健指導や重症化予防対策等、個々の状況にあった健康づくりを推進していきます。

また、日常的な健康づくりを地域で推進するため、保健推進員の地域活動を支援し、心身ともに豊かで、生きがいを感じ、幸せに年齢を重ねられるよう、子どもから高齢者まで生涯にわたる健康づくりを支援し健康寿命の延伸を図ります。

エ その他

(ア) 障害者福祉

在宅の重度障害者等介護を要する障害のある人に対する重度訪問介護事業、家族の介護負担を軽減する短期入所事業、日常生活を支援する日常生活用具給付事業等の各種在宅事業の充実を図ります。

さらに、障害のある人の自立と社会参加を進めるために、生活介護や就労系サービス等の充実、障害者自立支援の各種施策・事業の充実を図りながら、今後も地域における障害のある人の自立を支援する体制の整備に努めます。

障害のある人はもとより、高齢者・子どもをはじめ誰もが利用できる安全で快適な環境づくりのため、建築物や道路等のバリアフリー化を推進します。

(イ) 児童福祉

県立総合精神保健福祉センター、県厚生環境事務所・保健所、こども家庭センター等関係機関の協力や保健活動・学校保健等の充実により、児童の健康の保持増進を図るとともに、児童を取り巻く様々な問題に的確に対応していくため、関係機関と連携を密にし、相談・指導体制の充実を図ります。

社会問題化している児童虐待については、早期発見・早期対応・未然防止のための更なる取組を行い、家庭内や地域で孤立した子育てにならないように、相談窓口の充実や総合的に子育て支援ができるシステムの構築を進めます。

また、集団生活を通じて児童が社会的ルールを体得できるよう、子ども会やスポーツ少年団等児童団体の育成と活動の活発化を促進します。

(ウ) 乳幼児の健康管理（母子保健対策）

今後も乳幼児の発達支援のために、乳幼児健診により、疾病の早期発見に努めます。

また、健診事後教室等を実施し、地域全体で発達を支援する場の周知と内容の充実を図ります。

(3)計画

事業計画（令和３年度～令和７年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備 考
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(1) 児童福祉施設 保育所	西浦保育所耐震改修事業	尾道市	因島地域
	(2) 認定こども園	（仮称）御調認定こども園整備事業	尾道市	御調地域
	(4) 介護老人保健施設	公立みつぎ総合病院保健福祉総合施設整備事業	尾道市	御調地域
	(7) 市町村保健センター及び母子健康包括支援センター	瀬戸田福祉保健センター整備事業	尾道市	瀬戸田地域
	(8) 過疎地域持続的発展特別事業 児童福祉	母子保健医療対策事業 ・ 具体的な事業内容 妊産婦健康診査、不妊不育治療、小児救急に係る医療機関の受診等に際し発生する交通費の一部を助成する。 ・ 事業の必要性 安心して子どもを産み育てられる環境を整備するといった観点から、住民の出産・子育てに係る金銭的負担を軽減する施策が必要である。 ・ 見込まれる事業効果等 健診等を目的とした医療機関への受診等に係る利便性の向上と金銭的負担の軽減に伴う安心感の向上。	尾道市	因島・瀬戸田地域
	高齢者・障害者福祉	障害者通所通院等助成事業 ・ 具体的な事業内容 障害者（児）の通所通院に要する交通費及び障害児支援を行う事業所が実施する	尾道市	全地域

		送迎に要する交通費の一部助成を行う。 ・事業の必要性 障害のある人が健康で安心して暮らしていける環境を整備するといった観点から、通所通院に係る金銭的負担を軽減するための施策が必要である。 ・見込まれる事業効果等 障害者（児）の通所通院等に係る利便性の向上と金銭的負担の軽減に伴う福祉の増進。		
--	--	---	--	--

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

尾道市公共施設等総合管理計画における基本原則及び実施方針と整合性を図りながら、地域の持続的発展に資する事業を推進していきます。

8 医療の確保

(1) 現況と問題点

市北部の地域における医療機関は、公立みつぎ総合病院のほか、診療所が6施設（うち歯科3施設）あります。

公立みつぎ総合病院は、病床数 240床（一般病床 145床・療養病床95床）、診療科目21、医師数24人、職員数630人の病院として、診療圏域人口約6万人を抱える地域（本市北部、三原市、府中市、世羅町等）の中核病院の役割を果たしています。

救急医療については、二次救急病院の指定を受けており、ICU、CT、MRI、手術用顕微鏡の設置をはじめとし、施設等の整備に努めています。

また、日常生活能力の向上及び在宅復帰を目的としたリハビリを集中的に行う回復期リハビリ病棟や、在宅ホスピスの機能をあわせ持ったターミナルケアとしてのホスピス（緩和ケア病棟）も有しています。

病院の一部である介護老人保健施設・特別養護老人ホーム・リハビリテーションセンター・デイサービスセンター・ケアハウス・グループホームを保健福祉総合施設と称し、これに公立みつぎ総合病院と御調保健福祉センター・訪問看護ステーション等が加わって、地域包括ケアシステムの更なる充実を図ってきました。

現在、本地域における地域包括ケアシステムのハード面の整備はほぼすべて完了していますが、サービスを低下させないため今後は、すべての住民が住み慣れた地域で安心して日常生活を営むことができるように、引き続き、医師確保に努めるとともに医療機器等を整備し地域の拠点となる中核病院として、保健・医療・介護・福祉の連携による地域包括ケアシステムの充実・発展に努めていくことが必要です。

また、市南部の地域における医療機関は、因島総合病院、因島医師会病院の2病院をはじめ、診療所は向島に13施設（うち歯科5施設）、因島に30施設（うち歯科14施設）、瀬戸田に6施設（うち歯科3施設）あります。その中で公立の医療機関である尾道市立市民病院附属瀬戸田診療所は、平成21年4月に広島県から本市に移管され、病床数19床（一般病床）の地域に密着した医療機関として、地域医療の確保に努めています。今後、高齢化が進むなか、保健・医療・福祉の連携をより強化していくことが求められており、尾道市立市民病院附属瀬戸田診療所を拠点としたネットワークを強化していく必要があります。

(2) その対策

市北部の地域において、公立みつぎ総合病院は、「地域包括ケアの実践と地域包括ケアシステムの構築及び住民のための病院づくり」を基本理念とし、病気の治療だけでなく、地域住民の健康づくりをはじめとする健康から福祉までという広範な保健福祉活動を展開するため、医師・看護師をはじめ、医療技術者等の人材確保に努めています。

医学の進歩とともに医療を取り巻く状況も大きく変化する中で、今後とも地域の保健・医療・介護・福祉の中核としての公立みつぎ総合病院の役割を十分に発揮していくとともに、住民の医療需要に応じた医療サービスを適切に供給していくための施設整備や医療機関相互の連携を拡充していきます。

また、市南部の地域では、すべての住民が安心して暮らしていけるまちづくりに向け、寝たきり

や生活習慣病等を予防する保健や福祉と連携した医療に積極的に取り組み、適切な医療が受けられるよう、尾道市立市民病院附属瀬戸田診療所の医療機器等を整備し、住民の医療需要に応じた医療サービスを適切に供給していきます。

また、介護や支援を必要とする人たちに十分な支援を行うため、保健・医療・福祉の連携を強化し、効率的で高度なサービスを目指します。

(3) 計画

事業計画（令和３年度～令和７年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備 考
7 医療の確保	(1) 診療施設 病院 診療所	公立みつぎ総合病院整備事業	尾道市	御調地域
		尾道市立市民病院附属瀬戸田診療所医療機器等整備事業	尾道市	瀬戸田地域

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

尾道市公共施設等総合管理計画における基本原則及び実施方針と整合性を図りながら、地域の持続的発展に資する事業を推進していきます。

9 教育の振興

(1) 現況と問題点

ア 小・中学校

児童生徒数は、一部地域は横ばい状況にはありますが、大半は減少が続いています。しかし、小学校において令和3年度から段階的に35人学級となることや、近年、特別に支援を要する児童生徒数の増加により特別支援学級は増加傾向となることから、学級数は今後も横ばいとなることが見込まれます。

適正な教育環境を確保するために、学校の再編成等適正配置について検証を行っていますが、今後の児童生徒数の推移等によっては、より具体的に検討する必要があります。

これまでの統廃合に係る通学支援費用は高止まり傾向にありますが、必要な支援ですので、現状を超えないよう関係者や関係機関との協議を継続します。

また施設面でも、一部の校舎等で老朽化が進んでおり、非構造部材の耐震化等、児童生徒の安全確保のため学校施設の計画的な整備を進めていく必要があります。

イ 生涯学習

急激な社会情勢の変化や生活様式の多様化を背景に、生涯を通じて、「集い・学び・生かす生涯学習の推進」という理念にたち、学校・家庭・地域が連携した生涯学習社会を確立していくことが重要となっています。

公民館においては、時代のニーズや地域の実情にあった新しい事業を積極的に実施する等、さらに公民館活動の充実に努めるとともに、地域課題や社会の要請に応える事業に取り組む必要があります。

また、住民が安全・安心に公民館活動ができるよう、環境づくりに努めていくことが必要です。

子どもから高齢者までがスポーツを通じ楽しく交流できる場として、各地域にあるスポーツ施設や学校施設等を活用していますが、施設・設備ともに老朽化が進んでいるため、整備・改修等が必要となっています。

ウ 人権の尊重

人権は、人としての尊厳に基づいて、誰もが生まれながらにして持っている固有の権利であり、社会を構成するすべての人々が、かけがえのない存在としての生存と自由を確保し、誰もが幸福に生きるために欠かすことのできない権利です。

人権尊重とは、人権が人としての固有の権利であるという考えのもとに、一人ひとりが自分の人権だけでなく、他の人の人権についても正しく理解し、権利の行使に伴う責任を自覚して、相互に人権を尊重し合い、その共存を図っていくこと、すなわち、自分を大切にし、他人を大切に共に生きていくということです。

全地域において、すべての人々の人権が尊重され、互いに共存し得る平和で豊かな社会を実現するため、より効果的な人権啓発に取り組む必要があります。

(2) その対策

ア 小・中学校

適正な教育環境を確保するために、今後の児童生徒数の推移等によっては、学校の再編成等適

正配置について、教育体制の在り方を検討します。

今後、国際化・情報化等の新しい時代に対応した各学校の特色ある教育活動を充実することを通して、地域の活性化に向けた取組を推進します。

通学支援は、常に児童生徒数に見合う車両配置協議に取り組みます。

引き続き、学校施設の改修工事を計画的に実施し、施設の整備を図り、安全管理に努めるとともに、教育内容等の充実に努め、次代を担う子どもたちに相応しい教育環境の整備に取り組みます。

イ 生涯学習

住民の多様化・高度化した学習需要に対応し、地域課題や社会の要請にも応える学習内容の充実に努めるとともに、ライフステージに対応した学習機会の充実を図ります。住民が安全・安心に公民館活動ができるよう、環境づくりに努めます。

様々な年代の人がスポーツを通じ楽しく交流できる場として、各地域にあるスポーツ施設をより安全・安心にスポーツが楽しめるよう整備・改修に取り組みます。

ウ 人権の尊重

社会情勢の進展に伴ってますます多様化する人権問題の解消には、住民が積極的に自らの問題として考え、取り組む姿勢を築くことが重要です。そのためには、講演会等への住民参加の拡大、各種団体への学習機会の提供、さらには広報や啓発資料の提供等を通じて人権教育・啓発を総合的に推進し、住民一人ひとりの人権意識の高揚を図ります。

(3) 計画

事業計画（令和３年度～令和７年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備 考
8 教育の振興	(1) 学校教育関連施設 校舎	旧学校施設等解体事業 旧三庄中学校、旧重井幼稚園	尾道市	因島地域
		小中学校空調設備整備事業	尾道市	全地域
	屋内運動場	小中学校照明設備整備事業	尾道市	全地域
		小中学校屋内運動場非構造部材等耐震対策事業	尾道市	全地域
	給食施設	学校給食施設整備事業	尾道市	全地域
	(3) 集会施設、体育施設等 公民館・集会施設 体育施設	集会施設整備事業	尾道市	全地域
		御調ソフトボール球場整備事業	尾道市	御調地域
		尾道市マリン・ユース・センター整備事業（再掲）	尾道市	向島地域
		尾道市向島運動公園整備事業（再掲）	尾道市	向島地域

その他	尾道市因島運動公園整備事業（再掲）	尾道市	因島地域
	尾道市瀬戸田町B＆G海洋センター整備事業（再掲）	尾道市	瀬戸田地域
	子どもの遊び場環境整備事業（再掲）	尾道市	全地域
	御調文化会館整備事業	尾道市	御調地域
	芸予文化情報センター整備事業	尾道市	因島地域
	瀬戸田市民会館整備事業	尾道市	瀬戸田地域
(4) 過疎地域持 続的発展特別 事業 義務教育	スクールバス運行事業 ・ 具体的な事業内容 児童生徒の通学に係る通学バスのチャーターや、路線バスの利用に係る定期券の支給等を実施する。 ・ 事業の必要性 学校の統廃合に際して遠距離通学を行っている児童生徒の負担軽減のため必要な施策である。 ・ 見込まれる事業効果等 児童生徒の通学に係る利便性の向上と金銭的な負担の軽減。	尾道市	全地域
	高等学校 御調中・高連携教育推進事業 ・ 具体的な事業内容 連携型中高一貫教育校に指定された御調中・高について、両校連携教育を推進する。 ・ 事業の必要性 中・高連携教育による教員の教育指導力の向上や、専門指導者の招聘による技能向上・競争力強化により、地域の次代を担う人材の育成が期待される。 ・ 見込まれる事業効果等 高等学校の入学志願者の確	尾道市	御調地域

(4) 過疎地域持 続的発展特別 事業 義務教育	スクールバス運行事業 ・ 具体的な事業内容 児童生徒の通学に係る通学バスのチャーターや、路線バスの利用に係る定期券の支給等を実施する。 ・ 事業の必要性 学校の統廃合に際して遠距離通学を行っている児童生徒の負担軽減のため必要な施策である。 ・ 見込まれる事業効果等 児童生徒の通学に係る利便性の向上と金銭的な負担の軽減。	尾道市	全地域
高等学校	御調中・高連携教育推進事業 ・ 具体的な事業内容 連携型中高一貫教育校に指定された御調中・高について、両校連携教育を推進する。 ・ 事業の必要性 中・高連携教育による教員の教育指導力の向上や、専門指導者の招聘による技能向上・競争力強化により、地域の次代を担う人材の育成が期待される。 ・ 見込まれる事業効果等 高等学校の入学志願者の確	尾道市	御調地域

		保。地域の次世代を担う人材の育成。		
		瀬戸田高校活性化事業 ・ 具体的な内容 県立瀬戸田高等学校を活性化させるために、瀬戸田中学校・瀬戸田高校が一体となり進学補習（支援）体制の充実を図る。 ・ 事業の必要性 地域内唯一の高等学校の存続のため、入学志願者の確保に向けた取組が求められる。 ・ 見込まれる事業効果等 高校の魅力や定員充足率の向上。地域の教育力や子育て環境の充実による定住促進。	広島県	瀬戸田地域

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

尾道市公共施設等総合管理計画における基本原則及び実施方針と整合性を図りながら、地域の持続的発展に資する事業を推進していきます。

10 集落の整備

(1) 現況と問題点

ア 定住促進住宅の整備

若者の定住や地域外からの移住を促進していくことが必要であり、また、高齢化の進展により、高齢者や障害のある人が安心して暮らせる、人にやさしい住まいづくりが求められます。

市全体を上回る高齢化の進展と人口減少により、空き家が増加傾向にあり、空き家対策も課題となっています。

イ その他

【御調地域】

御調川流域を除く集落では、集落機能の崩壊のおそれが生じる等、過疎化・高齢化が進んでいます。

地域内には63の振興区があり、地域に根差した取組がされていますが、世帯数の減少により、コミュニティ活動の継続が困難な集落の数が増加傾向にあります。

【向島地域】

地域内には35の町内会がありますが、少子高齢化や世帯数の減少が進み、単独での取組が困難になりつつある町内会も出てきており、地域コミュニティ活動の維持・継続が課題となっています。

【因島地域】

地域内には13の区があり、公民館を拠点に地域住民による交流の促進が図られていますが、少子高齢化による人口減少が進む中、地域コミュニティの活力は低下しています。

農業の担い手不足による耕作放棄地の増加や、人口減少に伴う商店街の空洞化、空き家対策が課題となっています。

【瀬戸田地域】

地域内には14の区があり、各区とも少子高齢化や核家族化が進行しています。

このような状況の中、子どもから高齢者まで、ふれあいや世代を超えた様々な活動を通じて相互理解を図り、支えあい共に学ぶことにより、安心して暮らすことのできるまちづくりと、地域コミュニティの再構築が課題となっています。

(2) その対策

ア 定住促進住宅の整備

民間住宅の建設については、公的融資制度の効果的な活用を促進するとともに、民間による住宅団地の開発については、土地利用構想や生活環境基盤の整備状況と整合するよう努めます。

若者の定住を促すとともに、高齢者や障害のある人が安全かつ快適に暮らせる住環境を確保するため、融資制度の活用を図り、バリアフリー化に配慮した住宅の改善も促進します。また、空き家バンク制度に取り組み、有効活用されていない住宅の情報提供に努めます。

イ その他

【御調地域】

道路や生活環境の整備等地域の特性に応じた整備を進め、定住条件の向上に努めていくとともに、緑の景観を維持・育成していきます。

また、コミュニティ活動の身近な構成単位である振興区については、その機能が十分発揮できるよう、実情に応じて活動を支援します。

【向島地域】

漁業・農業集落の生活道路やコミュニティ施設を整備し、市街地に近接した集落は将来市街地として計画的な基盤整備を進めて良好な生活環境の形成を図ります。

また、地域コミュニティ活動の中心となる町内会の維持・継続に必要な支援を行います。

【因島地域】

持続的な集落の活性化を実現するため、地域の実情に応じた生活基盤の整備や安定した農業用水の供給、空き家バンクによる空き家の活用や、基幹産業である造船業、造船関連産業における技能承継と人材育成の支援を継続するとともに、住民や団体、企業等とも連携した魅力的な協働のまちづくりの推進に取り組みます。

【瀬戸田地域】

子どもから高齢者までのすべての地域住民が住み慣れた地域において、「共に生き、共に支え合い、共に暮らせる」地域社会の実現にむけ、地域住民の「健康・福祉・生きがいくくり」の増進と地域のコミュニティの場としての拠点施設の整備を推進します。

また、住民のエネルギーをまちづくりに活かし、心と心のつながりを強化するために、住民の意向を把握し、ボランティア活動に参加できる条件や環境を整備し、住民の自発的なまちづくり活動を行政が支援する仕組みづくりについても、積極的な推進を図ります。

(3) 計画

事業計画（令和３年度～令和７年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備 考
9 集落の整備	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 集落整備	御調地区空き家バンク事業 (再掲)	尾道市	御調地域
		因島地区空き家情報提供事業 (再掲)	尾道市	因島地域

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

尾道市公共施設等総合管理計画における基本原則及び実施方針と整合性を図りながら、地域の持続的発展に資する事業を推進していきます。

1 1 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

本市には、国指定文化財等が 396 件所在し、「向上寺三重塔」（国宝）や「みあがりおどり」（県指定無形民俗文化財）、「名荷神楽」（県指定無形民俗文化財）等、多彩な魅力をもつ文化財が残されています。

近年では、村上海賊や北前船のストーリーにより日本遺産にも認定される等、郷土の歴史文化を活用する基礎が生まれつつあります。こうした文化財は、将来の地域文化の向上・発展の基礎となるものであり、地域住民の文化財に対する認識を高めていく必要があります。

そのためには、文化財を広く公開していくための機会の創出を進めるほか、祭りや伝統芸能については、積極的に継承・発展させる必要があります。

また、伝承者の高齢化に伴う継承者の減少に歯止めをかけるため、地区保存会・郷土芸能継承団体を中心に、各地の様々なイベントへの積極的参加による普及活動及び継承者の育成を進めていくことが求められています。

このような地域内の豊かな文化遺産を背景に、各公民館を活用した様々な文化活動が展開され、施設的にも文化会館、歴史民俗資料館等を整備しています。

今後も、住民の芸術・文化に対する関心をより高め、文化遺産を有効に活用した住民の芸術・文化活動の促進を図る等、新しい文化の創造を促す環境づくりを進める必要があります。

さらに、個性的な文化施設である圓鰐勝三彫刻記念公園や室内楽専用ホールとして建設されたベル・カントホールは、地域住民の芸術・文化活動の拠点施設として活用されており、今後も施設を有効に活用した芸術・文化の振興を図っていく必要があります。

(2) その対策

貴重な文化財を保存し活用することで、地域文化に対する住民意識の高揚を図ります。向上寺三重塔等、多くの文化財の周知を行うとともに、これらの文化財や日本遺産を紹介する冊子や「新尾道市史」等を住民の地域学習や観光に活用することを検討します。

また、地域住民が芸術・文化に触れる機会を創出し、芸術家からの刺激により住民の芸術活動及び聴衆、次世代の鑑賞者の育成に努めます。

住民の芸術・文化活動の拠点となる文化会館や圓鰐勝三彫刻記念公園、ベル・カントホール等の文化施設の有効活用を図るとともに、住民が芸術・文化に親しみ、潤いある心豊かな生活を送り個性ある文化を創造していくため、芸術・文化活動を推進します。

(3) 計画

事業計画（令和 3 年度～令和 7 年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備 考
1 0 地域文化の振興等	(1) 地域文化振興施設等 地域文化振興施設	御調文化会館整備事業（再掲）	尾道市	御調地域
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	にこびんしゃん祭り（再掲）	実行委員会	向島地域
		いんのしま水軍花火大会補助事業（再掲）	実行委員会	因島地域

	地域文化振興	因島・水軍ふる里まつり振興 協議会補助事業（再掲）	協議会	因島地域
		せとだパリ祭 ・ 具体的な事業内容 尾道市や近隣自治体出身の シャンソン歌手等、地域と 密着したアーティスト等が 出演するイベントを実施 し、地域住民が舞台芸術に 触れる機会を創出する。 ・ 事業の必要性 「活力あふれ感性息づく芸 術文化のまち」の実現のた め、地域住民が音楽芸術を 楽しむ機会を創出し、住民 の芸術活動のレベルアップ を図る必要がある。 ・ 見込まれる事業効果等 住民の「音楽」「芸術」への 関心度の向上。	尾道市	瀬戸田地域
		ベル・カントホール自主企画事業 ・ 具体的な事業内容 室内楽の演奏に最も適した 環境を持つホールの特性を 活かしたコンサート等を実 施する。 ・ 事業の必要性 「活力あふれ感性息づく芸 術文化のまち」の実現のた め、地域住民が音楽芸術を 楽しむ機会を創出し、住民 の芸術活動のレベルアップ を図る必要がある。 ・ 見込まれる事業効果等 ホール利用者数の増加等、 住民の「音楽」「芸術」への 関心度の向上。	尾道市	瀬戸田地域

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

尾道市公共施設等総合管理計画における基本原則及び実施方針と整合性を図りながら、地域の持続的発展に資する事業を推進していきます。

1 2 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と問題点

本市では、ゼロカーボンシティを宣言しており、2050年までに市内の二酸化炭素の実質排出量をゼロにするため、住民や事業者等と共に取り組んでいます。この目標を達成するためには、再生可能エネルギーの利用の促進に向けた取組が必要です。

(2) その対策

ゼロカーボンシティに向けた取組の一環として、太陽光やバイオマスを熱源とする熱その他の再生可能エネルギーを利用するための施設の誘致に向けた取組を行います。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備 考
1 1 再生可能エネルギーの利用の推進	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 再生可能エネルギー利用	再生可能エネルギー施設誘致事業 ・ 具体的な事業内容 太陽光発電施設やバイオマス発電所等の誘致に向けた取組を行う。 ・ 事業の必要性 ゼロカーボンシティに向けた取組の推進や関連産業の活性化、地域の雇用促進等による地域の活性化が期待される。 ・ 見込まれる事業効果等 雇用の創出及び地域の二酸化炭素排出量の削減。	尾道市	全地域

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

尾道市公共施設等総合管理計画における基本原則及び実施方針と整合性を図りながら、地域の持続的発展に資する事業を推進していきます。

1 3 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

【御調地域】

平成 30 年度に御調支所庁舎が完成しましたが、引き続き住民の安全・安心を守るための防災拠点としての環境整備が必要です。

(2) その対策

【御調地域】

新耐震基準に基づいた耐震性能が確保され、住民が安全・安心に利用できる庁舎の整備とあわせて、防災拠点としての環境整備を進めていきます。

(3) 計画

事業計画（令和 3 年度～令和 7 年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備 考
1 2 その他地域の 持続的発展に 関し必要な事 項		御調支所庁舎及び周辺整備事業	尾道市	御調地域

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

尾道市公共施設等総合管理計画における基本原則及び実施方針と整合性を図りながら、地域の持続的発展に資する事業を推進していきます。

事業計画（令和３年度～令和７年度）過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備 考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4) 過疎地域持続的発展特別事業	御調地区空き家バンク事業	尾道市	移住・定住の促進や交流人口の拡大、人材育成に資する取組であり、施策の効果は将来に及ぶものである。
		里山尾道ウォーク in みつぎ	実行委員会	
		御調町ふれあい秋まつり	実行委員会	
		にこびんしゃん祭り	実行委員会	
		花と潮風かおる尾道むかいしまウォーク	実行委員会	
		因島地区空き家情報提供事業	尾道市	
		因島ウォーキング普及推進事業補助事業	実行委員会	
		いんのしま水軍花火大会補助事業	実行委員会	
		因島・水軍ふる里まつり振興協議会補助事業	協議会	
		みなとオアシス運営事業	尾道市	
		サンセットビーチ海開き事業	実行委員会	
		瀬戸田夏祭り実行委員会補助事業	実行委員会	
2 産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 第１次産業 商工業・６次産業化	イノシシ等農業被害対策事業防護さく等設置補助	尾道市	地域の産業振興に資する取組であり、施策の効果は将来に及ぶものである。
		新規就農者育成交付金事業	尾道市	
		環境保全型農業直接支援対策事業	尾道市	
		多面的機能支払交付金事業	営農組織等	
		中山間地域等直接支払制度	集落等	
		因島技術センター運営補助事業	協議会	
		空き店舗活用支援事業	尾道市	
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(9) 過疎地域持続的発展特別事業 公共交通	尾道市地域公共交通計画策定事業	尾道市	交通体系の維持・確保に資する取組であり、施策の効果は将来に及ぶものである。
		金山～赤崎渡船運航事業	尾道市	
		今治～土生航路運航事業	尾道市	
		尾道市因島定期輸送車運行業務	尾道市	
5 生活環境の整備	(7) 過疎地域持続的発展特別事業 その他	中山間地域等直接支払制度（再掲）	尾道市	地域における生活環境の整備に資する取組であり、施策の効果は将来に及ぶものである。

6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業 児童福祉 高齢者・障害者福祉	母子保健医療対策事業	尾道市	地域における子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進に資する取組であり、施策の効果は将来に及ぶものである。
		障害者通所通院等助成事業	尾道市	
8 教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 義務教育 高等学校	スクールバス運行事業	尾道市	地域における教育の振興や環境整備に資する取組であり、施策の効果は将来に及ぶものである。
		御調中・高連携教育推進事業	尾道市	
		瀬戸田高校活性化事業	広島県	
9 集落の整備	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 集落整備	御調地区空き家バンク事業 (再掲)	尾道市	地域コミュニティの活力向上等に資する取組であり、施策の効果は将来に及ぶものである。
		因島地区空き家情報提供事業 (再掲)	尾道市	
10 地域文化の振興等	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 地域文化振興	にこぴんしゃん祭り (再掲)	実行委員会	地域文化の振興といった観点から地域の活性化に資する取組であり、施策の効果は将来に及ぶものである。
		いのしま水軍花火大会補助事業 (再掲)	実行委員会	
		因島・水軍ふる里まつり振興協議会補助事業 (再掲)	協議会	
		せとだパリ祭	尾道市	
		ベル・カントホール自主企画事業	尾道市	
11 再生可能エネルギーの利用の推進	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 再生可能エネルギー利用	再生可能エネルギー施設誘致事業	尾道市	再生可能エネルギーの利用促進を図る取組であり、施策の効果は将来に及ぶものである。